

砥 部 町 議 会
平 成 26 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 2 月 25 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 2 月 25 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 生活環境課長 柿本 正 建設課長 白形 敏明 社会教育課長 西松 伸一	副町長 総務課長 企画財政課長 会計管理者 保険健康課長 産業振興課長 学校教育課長	上田 文雄 原田 公夫 松下 行吉 日浦 昭二 大野 哲郎 萬代 喜正 坪内 孝志
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 善家 孝介		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	2 番 古川 孝之 3 番 菊池 伸二		
傍聴者	2 人		

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 報告第 1 号 平成 26 年専決処分第 1 号の報告について
(道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償額の決定)

日程第 7 議案第 1 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 議案第 2 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分
について

日程第 9 議案第 3 号 砥部町道路線の認定について

日程第 10 議案第 4 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
について

日程第 11 議案第 5 号 砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について

- 日程第 1 2 議案第 6 号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 5 議案第 9 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費
用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 砥部町梅野奨学基金条例の廃止について
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 砥部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の
一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計
補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 26 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 26 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 26 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 26 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計予算

・ 散 会

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 26 年 3 月 5 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 26 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対しまして心からお礼申し上げます。七折梅園の梅の花も咲きはじめ、春の訪れを感じる季節となりました。恒例の七折梅まつりも 20 日から始まっており、今週末には見ごろを迎えると聞いておりますので、是非たくさんの方々に梅園に来ていただき、梅香る砥部の里を満喫していただきたいと思っております。ところで、今年の日本の冬は、雪が多く寒い冬となりました。先般の記録的な大雪では、関東甲信地方などで 20 人を超える死者をはじめ、集落の孤立、道路の通行止めや車両の立ち往生、鉄道の混乱、また公共施設や農業施設の屋根などが雪の重みにより崩落するなど、豪雪による災害が大規模に発生いたしました。被災地の皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。さて、議員の皆さんも、睡眠不足を覚悟で熱い声援を送られたことと思いますが、冬季ソチオリンピックが 23 日に閉幕をいたしました。今回のオリンピックでは、長野オリンピックの 10 個のメダルに次ぎ、8 個のメダルを獲得するなど、日本人選手の活躍に大変嬉しく思っているところであります。特に 7 回目のオリンピック出場となる 41 歳の葛西紀明選手が、スキージャンプで銀メダルを獲得されました。このベテランの活躍は、日本中に勇気と夢と感動を与えてくれました。また、ベテランだけでなく、10 代の選手の活躍もありました。スノーボードハーフパイプでは、中学 3 年生の平野歩夢選手が、冬季五輪の日本代表として最年少メダリストとなる銀メダルに、また高校 3 年生の平岡卓選手が銅メダルに輝きました。平野選手や平岡選手のように、わが町砥部町からも中学生や高校生の中からえひめ国体、そしてオリンピックで活躍する選手が育つことを大いに願っているところであります。国の動向に目を向けてみますと、1 月 24 日から 150 日間の日程で、現在、第 186 回通常国会が開催されています。本国会では総額 5 兆 5,000 億円の 2013 年度補正予算が可決成立し、4 月の消費税増税に備え、景気を下支えする経済対策が盛り込まれたようであります。その中でも、家計支援策として低所得者に 1 人 1 万円の一時金を給付する臨時福祉給付金や、児童手当受給世帯に対する子ども 1 人 1 万円の給付措置を行うとしており、本町におきましても 1 日も早く給付できるよう進めてまいりたいと考えています。また、安倍政権によります経済政策アベノミクス等の影響により、国全体では景気が改善してきているものの、地域経済ではまだまだ実感が薄く、消費増税の影響などの懸念もあり、先行きは不透明な状況にあり

ます。本町といたしましても、国、県の経済対策における本町への影響等について注視しながら、遅滞なく適切な対応を図ってまいりたいと考えています。そのような中、平成 26 年度、砥部町は合併 10 周年という節目の年を迎えます。町民の皆さんが、合併して良かったと実感していただけることを第一に、地域が誇る伝統や文化、そしてまちづくりへの取組などを継承しながら、砥部町の将来像であります砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道の実現を目指し、町政運営に取り組んでまいりたいと考えています。それでは、私にとりましては、初めての本格的な予算編成でありました平成 26 年度の当初予算でございますが、一般会計では、住民の安全安心に重点を置いて積極的に事業を計上いたしました。結果、総額 74 億 500 万円の大型予算となりました。このため財政調整基金 1 億 6,500 万円を取り崩すとともに、臨時財政対策債 3 億円の発行を予定しています。また、特別会計及び企業会計の合計は 65 億 7,400 万円となっております。一般会計と合わせて総額が、139 億 7,800 万円となっております。次に 3 月補正でございますが、一般会計につきましては 1 億 2,200 万円の増額、特別会計及び企業会計につきましては、2,300 万円の減額となっております。次に本定例会に提案いたします案件でございますが、道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償額決定に関する専決処分の報告が 1 件、過疎地域自立促進計画の変更が 1 件、水道事業会計資本剰余金の処分が 1 件、町道の認定が 1 件、条例の制定が 3 件、改正が 9 件、廃止が 1 件、補正予算が 5 件、当初予算が 10 件となっております。詳細につきましては議案審議の場でご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番古川孝之君、3 番菊池伸二君を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る 2 月 18 日開催の議会運営委員会において、本日から 3 月 19 日までの 23 日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から 3 月 19 日までの 23 日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3 諸般の報告を行います。まず地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、本日までに受理しました請願陳情は、お手元に配布の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしました。委員会の審査報告は、3月19日の本会議でお願いします。次に、2月6日の臨時会で、議員派遣をしました第5回議会報告会は、2月28日に砥部町中央公民館において開催しますので、ご報告します。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4 行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 12月定例会以降の行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。1ページでございますが、総務課人事関係でございます。25年度の職員採用試験を1次試験を9月22日に、それから2次試験を11月10日に実施いたしました。職種、申込者数はご覧のとおりでございます。採用内定人員でございますが、一般事務の上級が3人、初級事務、障害者が1人でございます。4月1日からの採用予定を、内定でございます。それから、危機管理関係でございますが、防災士の関係ですが、防災士を11人養成いたしました。それから、1月31日四国電力株式会社と災害時の協力に関する協定を締結いたしました。同じく2月14日トーヨーエスギウエ株式会社愛媛支社と、災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結いたしました。続きまして県と市町災害対策本部合同運営訓練でございますが、12月25日、本町は役場に対策本部を設置し、職員35人と砥部消防署員4人が参加し、対策本部運営図上訓練を実施いたしました。それから年末の特別警戒でございますが、12月26日から30日まで、延べ425人の消防団員が特別警戒を実施いたしました。続きまして消防出初式の関係でございますが、1月11日陶街道ゆとり公園グラウンドで出初式を行いました。消防団員246人、それから広田小学校の少年消防クラブ員16人、合計262人が参加いたしました。次のページをご覧ください。砥部消防署新築工事の関係でございますが、1月31日に完成いたしました。3月28日の運用開始予定でございます。施設概要等につきましては、ご覧のとおりでございます。それから情報システム関係でございますが、L G W A Nサーバー機器等の更改及び補修業務の契約でございますが、愛媛電算と311万9千円で契約いたしました。平成30年12月末までの契約期間でございます。

続きまして、企画財政課の関係でございますが、12月1日から1月31日までの入札等の状況でございます。指名競争入札12件でございますが、内2件は応募

者1者のため中止でございます。10件の落札の状況でございますが、設計金額の総額が6,462万9千円、落札総額が5,978万4千円でございます。落札率が92.5%でございます。建設工事が8件、その他の委託業務が2件でございます。詳細につきましては、ご覧のとおりです。続きまして入札監視定例会でございますが、12月25日、監査委員による入札監視定例会が実施されました。6月3日から12月2日までの入札につきまして確認されました。

続きまして、建設課の関係でございますが、町道管理関係工事6件の執行状況でございます。完成いたしましたのは、②と⑤の2件でございます。その他の工事の進捗状況につきましては、ご覧のとおりでございます。3ページをご覧ください。測量調査設計委託業務の執行状況でございますが、ご覧のとおりでございます。①②とも、2月20日現在で進捗率80%でございます。

続きまして、産業振興課の関係でございますが、第29回東京松屋銀座店砥部焼祭りを1月23日から28日までの6日間開催いたしました。砥部焼の即売とともに、伊予柑や観光パンフレットを配布してPRに努めました。それから続きまして第24回七折梅まつりでございますが、2月20日から3月10日までの予定で開催されております。それから続きまして陶芸創作館外壁等塗装工事でございますが、12月6日に完成いたしました。

続きまして生活環境課の関係でございますが、環境衛生関係で、広田地域ごみ分別変更説明会でございますが、3月末に内山衛生事務組合が解散し、4月から広田地域の可燃ごみを美化センターで処理することに伴いまして、住民説明会を開催し、述べ150人の出席がありました。

続きまして公共下水道の関係でございますが、下水道関連工事の平成24年度からの事業繰り越し分でございますが、①のとおりでございます。JA麻生支所前の182.5mで、12月20日に完成いたしました。4ページをご覧ください。公共下水道は平成25年度事業でございますが、完成いたしましたのは①、②、③、⑥の4件の工事でございます。その他の8件につきましては、工事中でございます。進捗状況等はこちらのとおりでございます。下の方にいきまして、水道事業関係でございますが、水道関連工事5件でございます。5件とも工事中でございます。進捗状況等につきましては、ご覧のとおりでございます。

次のページ5ページをご覧ください。学校教育関係でございますが、麻生小学校の教室改修工事でございます。洋武建設と654万2千円で契約いたしました。3月末までの工期でございます。同じく麻生小学校バルコニー手すり補修工事でございますが、伊予ハウジングと456万8千円で契約いたしました。3月末までの工期でございます。砥部中学校のフローリング床洗浄及びワックス塗布業務委託でございますが、西村商事と64万3千円で契約いたしました。履行期間は3月末までの予定でございます。(4)でございますが、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会でございますが、2月9日に徳島県鳴門市で行われまして、砥部中学校のフルート四重奏が銀賞に、それからクラリネット四重奏が銅賞に選ばれ

ました。

社会教育課の関係でございますが、いきいき砥部大賞の表彰式を12月17日に
行いました。第4回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会で文部科学
大臣賞に輝きました砥部中学校2年生の3人をいきいき砥部大賞第1号として表
彰いたしました。

続きまして成人式の関係でございますが、1月12日成人式を行いまして、新成
人174人が出席いたしました。それから国体の関係でございますが、1月20日え
ひめ国体の砥部町準備委員会設立の発起人会を開催いたしました。それから第3
回砥部町ジュニア駅伝大会でございますが、町主催に変わりました。3回目のジ
ュニア駅伝大会、1月25日陶街道ゆとり公園外周道路を使って行いました。小中
学生46チーム230人が参加いたしました。マラソンの部には110人の子どもたち
が参加いたしました。6ページをご覧ください。第65回如月忌でございますが、
2月7日に約40人が参加して行われました。井上正夫会総会も併せて行われまし
た。陶街道ゆとり公園の体育館改修工事でございますが、1月8日に日に完成いた
しました。同じく陶街道ゆとり公園のあすなろ山ローラースライダー修繕工事で
ございますが、1月23日に完成しました。以上で行政報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 施政方針

○議長（面岡利昌） 日程第5施政方針についてを議題とします。平成26年度
の施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、本定例会に当たり平成26年度の町政運営の基
本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜り
たいと存じます。はじめに、私にとりまして平成25年度は就任1年目ということ
もあり、無我夢中でその職責を務めてまいりました。平成26年度は2年目となり
ますので、腰を据え、その重責をしっかりと受け止めながら砥部町の発展に最善
を尽くしてまいりたいと考えています。私は、就任時に所信表明で町民主役のま
ちづくりを政治理念として、安全、安心で快適に暮らせるまちづくり、一次産業、
地場産業の育成、スポーツ文化の振興と青少年の健全育成、自助、共助、公助の
福祉の充実、行財政改革、下水道の普及推進、飲料水の安定確保、ごみの減量化
などの課題解決の5つの公約の実現を基本に、町政に取り組んでいくことを、お
約束し船出をさせていただきました。町長就任2年目となる平成26年度は、引き
続き5つの公約の実現を基本としつつ、ふるさと砥部町を元気にし、将来のビジ
ョンをしっかりと描き、強い信念と実行力をもって砥部町躍進のために町政に取
り組んでいく所存でございますので、議員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願
い申し上げます。また、開会あいさつでも申し上げましたが、平成26年度は新砥
部町が誕生してから10周年を迎えます。この節目の年に当たり、10周年記念事

業を計画しています。記念式典の開催、町勢要覧の作成、砥部焼まつりやふるさとフェスタにおける記念イベントの開催、スポーツ大会や文化フェスタなどでの記念タオルの配布などを行い、平成 27 年 1 月 1 日の町政施行 10 周年に向けて、より一層町民の皆さまが幸せを感じ、心優しく笑顔で過ごすことができるよう、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。それでは、平成 26 年度の施政方針に掲げる重点施策の概要について、担当部署ごとにご説明申し上げます。総務課関係でございますが、高度なニーズに的確に対応する能力を身に付けるため、自治大学やアカデミーなど全国規模の研修に参加し、職員の資質向上に努めます。広報広聴では、住民の意見を幅広く聞くため地区懇談会を町内 10 カ所に出向いて開催します。危機管理では、南海トラフ巨大地震を想定した宮内小学校区での総合防災訓練や防災講習会などを通じて、地域の防災力の向上に努めるとともに、県が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を基に、砥部町地域防災計画を見直します。また、砥部消防署の高規格救急車が老朽化しているため更新し、救急体制の充実に努めます。次に企画財政課関係でございますが、公共施設の長寿命化では、平成 25 年度に策定した公共施設の長寿命化指針に基づき、役場本庁舎や老人福祉センターなど 12 の施設について建物調査を行い、保全計画を策定します。地域公共交通では、過疎化やマイカーの普及により、町内のバス路線が減少し交通不便地域が拡大しているため、住民アンケート調査等を行い、地域公共交通総合連携計画を作成します。地域活動の拠点となる集会所の建て替えに対し、地元の負担を軽減するため補助率を 4 割から 6 割へ拡充し、地域を支援します。また、環境への負荷が少ない LED 防犯灯の新設や防犯灯から LED 防犯灯への切り替えに対し助成します。消費生活相談では、相談件数が増加しているため、現在の週 1 回の相談日に第 3 金曜日を加え、相談窓口の体制強化を図ります。次に、戸籍税務課関係でございますが、固定資産の評価方法につきまして、平成 27 年度からの固定資産税市街地宅地評価法の導入に向け、引き続き環境整備を進めます。また、滞納処分を中心に徴収強化に努めることはもとより、滞納者の状況に応じた対応を心がけ、町税全体で徴収率 97 パーセントを目標に、積極的な滞納整理活動に取り組みます。次に介護福祉課関係でございますが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、自立した日常生活を送ることができるよう、様々な支援事業を展開します。介護保険事業では、事業の趣旨普及のためサービスガイドブックを配布するとともに、ケアプランチェックを継続し、介護給付費の抑制に努めます。子育て支援では、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども子育てを総合的に推進するため、子ども子育て支援事業計画を策定するとともに、ファミリーサポートセンターにおいて、新たに病児などの預かり事業を開始します。次に、保険健康課関係でございますが、町民の健康への取り組みに向けて、その指針となる第 2 次健康づくり計画及び食育推進計画を策定します。国民健康保険では、国保運営協議会の答申に基づき、保険税率の見直しを行います。なお保険税率の見直しにつきましては、本定例会に条例の一部

改正議案を提案させていただいておりますので、慎重なご審議をお願いいたします。子どもに対する医療費助成では、現在は乳幼児の全ての医療費と小学生の入院医療費を対象に助成していますが、現在の助成対象に加え、小学生は通院を加え全ての医療費を、また中学生は入院医療費を無料とし、子育て世代の負担軽減を図ります。国保診療所では、患者送迎用車両や検査に使用する骨密度測定装置などを更新し、安心して医療を受けることができるよう環境整備に努めます。次に建設課関係でございますが、中央自動車道笹トンネルの天井板落下事故以来、道路施設の点検が再認識されていることから、町道 13 路線の点検調査を行うとともに、橋梁 99 橋の総点検と 2 橋の修繕工事を実施します。これらの点検結果等に伴い、道路台帳及び橋梁台帳を更新します。さらに町民の安全安心のため、宮内小学校及び砥部小学校付近の通学路の路肩をカラー舗装します。木造住宅の耐震化では、個人住宅の耐震化を進めるため耐震改修工事に係る補助金を増額します。土地改良事業では、近年未改修の受益 2 ヘクタール以上の 25 か所のため池について点検を行い、防災減災対策計画の基礎資料を作成します。次に産業振興課関係でございますが、農業の振興では、農業施設の整備や優良品種の苗木購入に対する補助、マルチ栽培の推進などにより市場競争力の高い産地づくりに取り組むとともに、認定農業者や農業後継者などの育成により担い手の確保を図り、活力を生む農業の振興に取り組みます。林業の振興では、林内路網の整備や間伐を中心とした森林整備を推進するとともに、県産材の利用を促進するため、木造新築住宅建築支援事業を創設し、新たに住宅を建築する人への補助金を交付します。商工業の振興では、観光事業と連携し、物産イベントの充実を図り、町産品の販路拡大に努めます。砥部焼の振興では、砥部焼の技と文化を継承する人材を育成するため、引き続き砥部焼陶芸塾を開講するとともに、砥部焼まつりの開催に要する経費の一部を負担します。観光の振興では、観光客の誘致を図るため、中予地域が連携し、魅力ある広域観光ルートづくりに取り組むとともに、とべっちを追加製作し、観光 P R に努めます。次に生活環境課関係でございますが、廃棄物の対策では、内山衛生事務組合の解散に伴い、平成 26 年度から広田地区の可燃ごみの処理を町美化センターで行い、経費の削減を図ります。また、地球温暖化の防止を図るため、引き続き住宅用太陽光発電システム設置の補助を行います。公共下水道の整備では、今後も計画に沿った整備を進め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。上水道事業では、第 4 水源地の送水用貯水槽や電気室の整備など第 8 次拡張事業を進めるとともに、老朽管の更新を計画的に実施し、安心安全な飲料水の供給に努めます。次に学校教育課関係でございますが、人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標に、引き続き豊かな心と生きる力を育み、きめ細かな学習指導による学力向上に努めます。また、平成 26 年度から必要に応じて通常学級にも生活支援員を配置し、一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。保育所を含め学校施設の安全管理では、災害など非常時に適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災訓練を実施するとともに、非常

通報装置の設置により警察への緊急連絡体制を確保し、子供の安全安心に努めます。山村留学センターでは、入居児童の確保に努め引き続き運営いたします。保育所では、一時預かり事業を継続し、働く保護者を支援します。幼稚園では、幼児期からの国際感覚と英語でのコミュニケーション能力を身に付けるため、世界へ向かってとベキッズ授業を実施します。学校給食センターでは、米飯給食や地産地消食材の活用を推進します。また、センターの建て替えは、砥部学校給食センターと広田学校給食センターを統合し、新たな場所に建築する計画で検討をしております。次に社会教育課関係でございますが、町づくりは人づくりからを基本理念に、町民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを持って暮らせるよう、様々な学習の機会や場の提供に努めます。人権教育では、一人の百歩より百人の一步を合言葉に学習会などを積極的に行い、人権問題、いじめや差別の解消に努めます。青少年の健全育成では、青少年育成センターを中心に、補導や指導活動などを通じて健全な青少年の育成に努めます。社会体育の振興では、いつでも、どこでも、だれでも気軽に出来るスポーツやレクリエーション活動の普及促進に努めるとともに体育施設の整備を図ります。文化振興につきましては、文化会館や真民記念館などを活用し、優れた芸術、文化との出会いの機会を積極的に提供するとともに、地域における住民の文化活動の振興に努めます。国民体育大会の推進では、平成 26 年 4 月から町長部局に国体推進課を新設し、推進体制を強化します。また本年夏にえひめ国体の開催が正式に決定されることから実行委員会を設立し、関係機関と連携を図りながら準備を進めてまいります。以上、平成 26 年度の施政方針に掲げる重点施策の概要について申し上げました。なお、詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。私は、まちづくりに携わる者は心が必要であると考えています。心とは、相手を思いやる心、人に優しい心、全てのものに感謝する心、そういった心を持って町民の皆さまのためにまちづくりを行ってまいりたいと考えています。また、何々だから出来ない、ではなく、どうすれば出来るか、の視点で、職員一丸となり知恵を出し合い、工夫を凝らして取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で施政方針の演説とさせていただきます。



日程第 6 報告第 1 号 平成 26 年専決処分第 1 号の報告について
(道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償額の決定)

- 議長（面岡利昌） 日程第 6 報告第 1 号平成 26 年専決処分第 1 号の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。白形建設課長。
- 建設課長（白形敏明） 報告第 1 号平成 26 年専決処分第 1 号の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により指定された事項につ

いて、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告する。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面の2ページをお願いいたします。専決第1号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。平成26年2月7日、砥部町長佐川秀紀。道路管理瑕疵事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることについて。和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1 損害賠償額、4万890円。これは、修理金額13万6,300円の3割にあたるものでございます。2 相手方、住所、松山市西垣生町709の1。氏名、有限会社ガレージヤマダ代表取締役山田義男。3 事故の概要、平成26年1月2日午後5時30分頃砥部町八倉140番2地先、町道矢取松前線を南進中、対向車があり、すれ違いのため路肩側へ車を寄せ進行中、路肩に生えていた雑草の中の木が路側にはみ出ていたため、車左側面前バンパーから後ろバンパーまで地上高約60cmに3～4本の細い傷が入りました。場所は先ほど申しましたところでございますが、矢取川の堤防から重信川の堤防へ通ずる道路でございます。事故現場は矢取川の部分で、重信側との合流点と県道伊予川内線の真ん中あたりの河川側でございます。過失割合は道路管理瑕疵にかかる裁判事例により、町3対相手方7でございます。現在町道は約252kmありますが、今後は道路パトロールを強化し、道路管理瑕疵事故を少なくするよう努めてまいります。以上ご報告いたします。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 議案第1号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（面岡利昌） 日程第7議案第1号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第1号 砥部町過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めます。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。まず提案理由でございますが、裏面の一番最後のところをご覧ください。現在砥部町は一部過疎でございますが、この過疎地域の振興計画につきましては、広田地域を対象に策定されております。砥部町過疎地域自立促進計画に基づいて産業振興、生活環境等の整備を計画的に実施しているが、この度過疎対策事業債を充当する事業を実施するにあたり、当該事業の砥部町過疎地域自立促進計画への搭載が必要であることから、提案するものでございます。内容につきましては、お手元の資料、議案第1号資料の方でご説明させていただきます。

す。まず 13 ページをお願いいたします。赤い字で書かれておりますが、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の（3）事業計画の中に（1）市町村道として町道町裏線道路改良工事を加えるものでございます。次に、15 ページをお願いいたします。医療の確保の中に（3）事業計画、患者移送車の整備、骨密度測定装置整備、デンタルレントゲンシステム整備を加えるものでございます。最後に 17 ページをご覧ください。教育振興の中に（3）事業計画として、内容については広田町民グラウンドの改修工事でございますが、これに加えるものでございます。内容については以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 8 議案第 2 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分について

○議長（西岡利昌） 日程第 8 議案第 2 号平成 25 年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 2 号平成 25 年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分についてご説明申し上げます。次のとおり平成 25 年度砥部町水道事業会計資本剰余金を処分することについて議会の議決を求める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。平成 25 年度砥部町水道事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産の撤去により発生する損失につきまして、補助金等を源泉とする資本剰余金 1,184 万 7,284 円をもって補填するものでございます。提案理由でございますが、平成 25 年度中の水道管敷設替え工事に伴い、不用となった水道管を水道事業会計の資産から減額するものでございます。この古い水道管の残存価格は 2,176 万 5,435 円で、そのうち自己財源部分はこの後議案第 21 号水道事業会計補正予算の中で固定資産除却費として計上をしております。今回は補助金等で取得した 1,184 万 7,284 円を償却未済高から減額すると同時に、これに見合う資本剰余金を減額するため、地方公営企業法 32 条第 3 項の規定により、提案するものでございます。以上で議案第 2 号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

日程第 9 議案第 3 号 砥部町道路線の認定について

○議長（面岡利昌） 日程第 9 議案第 3 号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 議案第 3 号砥部町道路線の認定について。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。認定する路線でございますが、路線名、頭の向上原町線。起点及び終点、砥部町川井 856 番 1 地先から、砥部町川井 72 番 1 地先まで。提案理由、頭の向上原町線は砥部町管理の道路とするため、提案するものでございます。議案第 3 号の資料をご覧ください。場所は頭の向国道 33 号陶芸館の北から西側に入り、砥部川にかかる頭の向橋を渡ってすぐ左手でございます。延長 150m。幅員は 8 m から 2 m。面積約 380 m²でございます。町道として 4 m に拡幅するため、提案するものでございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

日程第 10 議案第 4 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（面岡利昌） 日程第 10 議案第 4 号砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 議案第 4 号砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては最後の 15 ページをお開きください。第 3 次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在厚生労働省令で定めている指定介護予防支援等の人員、運営、支援方法等に関する基準を町条例で定めることとなったため、提案するものでございます。なお

この指定介護予防支援事業所とは、介護保険法で言います人員、設備、基準等を満たしまして、都道府県の指定許可を得ることで指定となった地域包括支援センターで行います要支援1、要支援2の認定を受けている方に対して行う介護予防ケアマネジメントを行う事業所のこととさせていただきます。それでは内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。目次にありますように、町が指定介護予防支援について条例で定める事項は、人員に関する基準、運営に関する基準などとなっております、それを法に基づいて第1章の第1条から第6章の第33条までを定めています。まず第1章第1条は、この条例の趣旨を定めています。次に第2章第2条では、指定介護予防支援の事業の基本方針を定めています。第3章の第3条第4条では、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準を定めております。次に第4章では、第5条から第29条まで指定介護予防支援の事業の運営に関する基準として、サービスの提供にあたっての手続き、利用料の在り方など、指定介護予防支援の事業を行う者がその運営にあたって遵守すべき事項を定めております。また第5章では、第30条から第32条まで、指定介護予防支援にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、介護予防支援の基本方針など、介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項について定めています。第6章第33条では、基準該当介護予防支援の事業の基準について、第2章から第5章までに定める指定介護予防支援の基準を準用するということと定めております。15ページをお開きください。附則としまして、第1項でこの条例は平成26年4月1日から施行するものとしております。第2項では、この条例を制定することに伴いまして、平成25年に制定されました砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例におきまして、引用している基準等を改める必要があるため、この条例の一部改正を行います。内容につきましては、議案第4号資料新旧対照表をご覧ください。第16条中、以下指定介護予防支援等基準という、の文言を削除いたします。裏側の方をご覧ください。第67条第2号中の条文を改正案のとおり改めるものとさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

~~~~~

**日程第11 議案第5号 砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し  
必要な事項を定める条例の制定について**

○議長（面岡利昌） 日程第11 議案第5号砥部町指定地域密着型サービス事業

者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○**介護福祉課長（重松邦和）** 議案第5号砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例を次のように定める。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、裏面の2ページをご覧ください。第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在厚生労働省令で定めている指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な基準を町条例で定めることとなったため、提案するものでございます。それでは内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。まず第1条ではこの条例の趣旨を規定しております。次に第2条では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行います特別養護老人ホームの入所定員の数を29人以下とすると定めております。第3条では指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者の町指定を受けることができる者は、法人とすると定めております。附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（面岡利昌）** 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○**議長（面岡利昌）** 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第12 議案第6号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

○**議長（面岡利昌）** 日程第12議案第6号砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○**介護福祉課長（重松邦和）** 議案第6号砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を次のように定める。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由は3ページをお開きください。第三次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在厚生労働省令で定めている地域包括支援センターの職員等に関する基準を町条例で定めることとなったため、提案するものでございます。それでは内容についてご説明いたします。1ページをお開きください。まず第1条では、この条例の趣旨を規定しております。第2条では包括的支援事業、地域包括支援センター及び第1号被保険者について定義をしております。第3条では包括的支援事業の基本的な方針を規定しています。第4条第1

項では、地域包括支援センターの原則的な人員基準を定めております。次に2ページでございます。第4条第2項では、一定の場合において、緩和した基準を認める規定をしております。第5条では、地域包括支援センターが適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないことを規定しております。附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） きわめて幼稚な質疑でございますが、この条例の中で4条の中に、いわゆる準ずる者と書いております。皆さんはお分かりになるけど私は準ずる者というのは、どういうことか、これは町長が準ずる者と判定するのか、というのが第1点。もう1つは、前回にも一般質問で申し上げましたように、これ地域によっては包括センターの活動によってね、介護がかなり運用されてるところもあるんです。だから期待しておるんですが、24時間相談する相談員が臨時やったですね。あれは、やっぱり臨時で運用されるのかということと、もう1点、これを中立的に協議するために運営審議会を、と言っておりますが、運営審議会のメンバー、この3点をお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えします。まず第4条の中で準ずる者ということでございますが、まずこの第1号で、保健師その他これに準ずる者、そして、社会福祉士その他これに準ずる者、最後に、主任介護支援専門員その他これに準ずる者、というふうにございます。これに準ずる者と言いますのは、保健師の資格を持っているもの、と、これに準ずる者ということでございますので、保健師の資格ではなくて、保健師の活動というか、保健活動ができる者というような取り扱いとなっております。社会福祉、その他これに準ずる者につきましても、同じような形でございます。主任介護支援専門員についても、同じでございます。一応そういった資格の勉強をしておる者であれば、それに準ずる者として認められるということでございます。それと、24時間体制についてでございます。臨時職員ということではございますが、一応正職員の方も24時間体制ということで、うちの方も待機しております。それと、あと、ランチと言いまして、砥部オレンジ荘、砥部和合苑につきましても、ランチ協力していただきまして、24時間相談できる体制というのを取らせていただいておりますので、そちらの方でも相談はできるということでございます。それと、地域包括支援センターの運営協議会のメンバーでございますが、一応協議会につきましても、委員15名以内ということでございまして、組織の内容につきましても、介護保険のサービス事業者、そして保険若しくは医療又は福祉に係る職能団体の関係者。それと、あと介護保険の被保険者。その他町長が適当と認める者、ということでございます。具体的には、サービス事業者の関係では、砥部オレンジ

ジ荘、広寿会、砥部和合苑、こういった方の管理者の方を入れております。それと、伊予医師会の砥部地区の方からも、お医者さんを1名、入っていただいております。それと社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員会、そういった方の代表者の方も入っていただいております。それと、今回町民の方からも一応2名ほど入っていただきまして、現在運営協議会を設置しておるところでございます。以上でございます。

○議長（面岡利昌） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 4条の、課長、今準ずる者というのは、私が聞き間違いかもしれないけど、そういう勉強しよるもんを準ずる者というんですよと、これ学校行くんです、専門学校ですか。これ準ずる者を決めるのは町長ですか。課長のところで決めるんですか。

○議長（面岡利昌） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えします。準ずる者ということでございます。現在砥部町の地域包括支援センターにおきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれの職種を持った者が専属しております。ですから、準ずる者としては今現在、地域包括の中にはいないということで、あくまでもこれの条例につきましては、目安ということでございまして、保健師がどうしてもいない場合について、準ずる者と明記しておるものでございます。以上でございます。それと、誰が決めるのかということでございます。一応あくまでも職員の配置でございますので、町長の方で決めるということが原則でございます。

○議長（面岡利昌） よろしいでしょうか。質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

### 日程第13 議案第7号 砥部町課設置条例の一部改正について

○議長（面岡利昌） 日程第13 議案第7号砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第7号砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、平成29年開催予定の第72回国民体育大会に伴い、現在社会教育課国体準備係として対応しておりますが、教育委員会部局から町長部局へ移管し、国体推進課を新設するため、提案するものでございます。内容としましては、条例中第1条に国体推進課を追加するものでございます。今回準備的な部分から、実行段階への移行というふうに考えてお

りまして、他市町におきましても、教育委員会部局から町長部局へ移管することが多いと、そういったことがございまして、本町におきましても、26年度以降につきましても、実行委員会の設立や、各種計画の策定、施設の整備、専門部会の設置等数多くの事務が予想されております。そういったことを含めまして、全庁横断的な組織体制で取り組むという体制作りのため、今回課を新設するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。



#### 日程第 14 議案第 8 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

○議長（西岡利昌） 日程第 14 議案第 8 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第 8 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。内容でございますが、同条例に囲みで入れておりますけれども、別表町長の部に次のように加えるものでございます。砥部町地域公共交通会議。内容につきましては、乗客、乗合旅客運送の態様及び運賃料金並びに地域公共交通体系全般について協議すること。そして、構成員の数の定限は 15 人ということで、15 人以内の構成とするものです。附則として、この条例は 26 年 4 月 1 日から施行する。同時に、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しまして、同交通同委員の日額報酬を 7 千円とするものでございます。提案理由でございますが、地域住民の交通利便の確保向上に寄与するために、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃料金並びに公共交通体系全般について、協議する必要があり、道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置するため、提案するものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4 番松崎浩司君。

○4 番（松崎浩司） この 1 点お尋ねしますが、構成員の数の定限 15 人となっておりますが、これはマックスで 15 人ということでしょうか、現在大体どういうお立場の方をお選びになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（西岡利昌） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 松崎議員のご質問にお答えします。説明の時に申し上げましたとおり、15人以内の構成でございます。メンバーにつきましては、町長、町の方から町長若しくはその指名する者として、副町長を考えております。それから、一般旅客運搬自動車運送業者として、町内のタクシー業者さんであるとか、路線が入っております伊予鉄道の方に出していただく考えております。それから、社団法人愛媛県バス協会の代表の方、それから県のハイヤータクシー協会会長の方、それと町内の方としましては、区長会長、老人クラブ連合会長、そして公募で2名の方を公募したいと考えております。それから、国の方の方で、国土交通省四国運輸局の方からも出ていただきたいと。それと、一般乗合旅客自動車運送事業者の運転手等が組織する団体として、伊予鉄道の方の労働組合の方からも出ていただきたいと。それから、県の方では地方局の建設部の方からも出ていただきたいと。それと、松山南警察署の交通課の方からも出ていただきたいと考えております。それから、同じく県の地方局の方から地域政策課の方からも出ていただきたいと考えております。その他にアドバイザー等の方も、構成員ではございませんけれども、選ぶ予定にしております。以上でございます。

○議長（面岡利昌） よろしいでしょうか。質疑を終わります。



#### 日程第15 議案第9号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

○議長（面岡利昌） 日程第15 議案第9号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 議案第9号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。改正内容でございますが、真ん中どころの囲みの中にございますように、別表町長の部に次のように加える。機関名としましては、砥部町健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会でございます。内容としましては、健康づくり計画及び食育推進計画の策定について、必要な事項を審議することでございます。構成員の数の定限でございますが、15人としております。附則としまして、第1項、この条例は平成26年4月1日から施行する。附則第2項としまして、併せまして砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。ということで、その下の括弧書きの中にございますように、健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会委員の日額を7千円とするものがございます。提案理由でございますが、全ての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある町づくりをめざすための計画を立案するため、砥部町健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会を設置し、同委員の報酬を定めるため、提案するものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 16 議案第 10 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の
一部改正について

○議長（西岡利昌） 日程第 16 議案第 10 号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 議案第 10 号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、裏面の 2 ページをご覧ください。地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、これに規定しております障害程度区分が障害支援区分に改めることに伴いまして、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。内容につきましては、議案第 10 号資料 1 の新旧対照表をご覧ください。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、障害程度認定審査会委員を、障害支援区分認定審査会委員に改めます。次に資料 2 の新旧対照表をご覧ください。砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の第 2 条中、砥部町障害程度認定審査会を、砥部町障害支援区分認定審査会に改めるものでございます。議案にお戻りください。附則としまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

~~~~~

**日程第 17 議案第 11 号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について**

○議長（面岡利昌） 日程第 17 議案第 11 号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第 11 号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、国や他の地方公共団体の状況に鑑み、職員が所有する自宅に係る住居手当を廃止するため、提案するものでございます。内容としましては、別紙資料の方をご覧ください。現行としましては、赤で書いておりますが、現在職員が住宅を新築又は購入した場合、5 年間手当を出すというものでございます。裏側の方へ行きまして、その金額は 2 ページになりますが、月 2,500 円と。自営住宅に対して、そういった手当を出してございました。これにつきまして、平成 21 年に国は制度を廃止しております。その後、近隣市町等も順次廃止等の手続きをしております。今回、県が、昨年度ですか、27 年度で廃止するという方向性を出しました。それに基づきまして、県内ほとんどの市町が廃止の方向に向かって今回条例を改正するような運びとなっております。今回 3 月、すでに愛媛県内でも 6 市町は廃止しております。本年 3 月定例会に出しておりますのは、3 市町出しております。残りのところについては、26 年度中に提出するというような方向で動いておるようでございます。以上で議案第 11 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 18 議案第 12 号 砥部町梅野奨学基金条例の廃止について

日程第 19 議案第 13 号 砥部町特別会計条例の一部改正について

○議長（面岡利昌） 日程第 18 議案第 12 号及び日程第 19 議案第 13 号を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第 12 号砥部町梅野奨学基金条例の廃止について。砥部町梅野奨学基金条例を廃止する条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。砥部町梅野奨学基金条例を廃止する条例。砥部

町梅野奨学基金条例は廃止する。提案理由でございますが、砥部町梅野奨学基金給付事業につきましては、寄付金を原資に基金を設置し、実施してきましたが、平成 25 年度をもって給付事業を終了することに伴い、基金を廃止するため、提案するものである。附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。続きまして、関連します議案第 13 号ですが、砥部町特別会計条例の一部改正について。砥部町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。砥部町特別会計条例の一部を改正する条例。砥部町特別会計条例の一部を次のように改正する。第 1 条第 8 号を削る。提案理由でございますが、砥部町梅野奨学資金給付事業につきましては、寄付金を原資に基金を設置し、実施してきましたが、平成 25 年度をもって給付事業を終了することに伴い、砥部町梅野奨学資金特別会計を廃止するため、提案するものでございます。13 号資料をご覧ください。新旧対照表でございます。現行設置第 1 条の第 8 号、砥部町梅野奨学資金特別会計を削除するものでございます。なお、この梅野奨学資金は主に高校生を対象に給付してまいりました。昭和 42 年の事業開始以来、人数で 181 名の方に、金額で総額約 5 千万を給付しております。以上で議案第 12、13 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） ただいまの議案の提案につきまして、ほんとに合併前から梅野奨学金によって、砥部町の 181 人の子弟の教育に貢献されました。町長、これ廃止になりました、さあ終わりですが、それとも、この功績をやっぱり何かの形でおたたえになるお気持ちがあるんでしょうか。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。長年にわたりまして砥部町の子弟の教育にご尽力をいただきました梅野奨学資金につきましては、本当に感謝をしております。この梅野様に対しては、何らかの形で感謝状、お礼状、何かをしたいというふうに考えております。

○議長（面岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

~~~~~

#### 日程第 20 議案第 14 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（面岡利昌） 日程第 20 議案第 14 号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 議案第 14 号砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定

める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず全体的なところのご説明を先にさせていただいたらと思います。お手元の資料 2 の方をご覧ください。国民健康保険税率と書いた一覧表でございます。国民健康保険税は、医療分、後期分、介護分、3 つから課税が構成されております。今回の改正点は 2 点でございます。1 点は資産割の廃止でございます。26 年度の欄ご覧いただきますように、資産割の項目が、%が入ってございません。廃止ということで、改正をしたいと考えております。もう 1 点が、国保の財政運営安定化のための税率引き上げでございます。これについては、ほとんどの所得割、均等割、平等割の項目が 25 年度に比較して、率が上がっておる、あるいは金額が増加しておるといふふうなことでございます。今回の改正では、国民健康保険運営協議会からのご答申をいただきまして、この内容を元に、条例改正案を作成してございます。それでは、条文の内容を説明をさせていただきますので、資料 1 をご覧ください。砥部町国民健康保険税条例の改正案のところをご覧ください。まず第 2 条でございます。先ほど申し上げましたとおり、資産割の廃止に伴いまして、第 2 条の第 2 項第 3 項第 4 項にそれぞれ、及び資産割額とございますのを、削除いたしました。下の段の第 3 条でございますが、次の 2 ページをご覧ください。ここでは国民保険の先ほどの医療分に該当するところの所得割額の改正案でございます。100 分の 5.8 を 100 分の 7.2 に変更するものでございます。第 2 項は資産割に関する規定でございますので、削除いたします。第 5 条でございますが、ここでは均等割に関する規定でございます。1 万 8 千円を 2 万 4,700 円、被保険者 1 人について 2 万 4,700 円とする改正でございます。第 6 条からは後期分に関する規定でございます。まず所得割額が 100 分の 2 を 100 分の 3.1 に改正する案でございます。第 7 条は先ほどと同様資産割に関する規定でございますので、削除させていただきます。第 7 条の 2、これについては均等割りの項目でございますが、被保険者 1 人について 5,500 円を 9,900 円に改正する案でございます。次の 3 ページをご覧ください。ここでは世帯の平等割に関する規定でございます。第 7 条の 3 の第 1 号でございますが、6,500 円を 7,800 円に改正するものでございます。第 2 号については特定世帯、第 3 号については特定継続世帯、それぞれ 3,900 円、5,850 円に改めるものでございます。第 8 条からは介護納付金分についての規定でございます。まず所得割額が 100 分の 1.2 を、100 分の 3.3 に改正するものでございます。第 9 条は資産割規定でございますので、削除をいたします。第 9 条の 2、均等割額に関する規定でございます。被保険者 1 人について 8,600 円を 1 万 1,800 円と改正する内容でございます。9 条の 3 項については、世帯平等割、これも同様に 5,400 円を 6,500 円に改正する内容でございます。次に 23 条でございます。次の 4 ページをご覧ください。ここでは本則に関わる保険税の軽減をする項目でございます。まず第 1 号のアのところでは、均等割額に関する減額規定でございます。1 万 2,600 円を 1 万 7,290 円減額するものでございます。次のウのところでございますが、これは均等割額に関する規

定でございまして、3,850 円を 6,930 円と改正するものでございます。エにつきましても、これは世帯平等割額の規定でございまして、4,550 円を 5,460 円。同様に特定世帯が 2,730 円、特定継続世帯が 4,095 円に改めるものでございます。オにつきましても、介護納付金に関する均等割額でございまして、8,260 円に改正するものでございます。カにつきましても、介護納付金の世帯平等割額の規定でございまして、4,550 円改正する内容でございまして、第 2 号からにつきましては、5 割軽減に、先ほど第 1 号では 7 割軽減ということでございましたが、第 2 号では 5 割軽減に関する規定でございまして、第 1 号同様にアのところでは 1 万 2,350 円に、ウの項目では 4,950 円に、エの項目では特定世帯以外のところが 3,900 円、特定世帯が 1,950 円、特定継続世帯が 2,925 円。オにつきましても介護納付金分で 5,900 円。そしてカで 3,250 円に改正するものでございます。第 3 号につきましては、5 ページの方でございまして、2 割軽減でございまして、同様にアのところでは 4,940 円、ウの項目では 1,980 円、エの項目ではそれぞれ 1,560 円、780 円、1,170 円に改正する内容でございまして、オの欄につきましても、次の 6 ページをご覧くださいと思います。均等割については、1 人について 2,360 円、アのところでは平等割でございまして、1,300 円に改正するものでございます。それでは議案書の方へ戻っていただきまして、2 ページの一番下をご覧くださいと思います。提案理由でございまして、国民健康保険財政運営安定化のため、国民健康保険税率を改正するため、提案するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） どこを見ましても、値下がりしておるところはない。今、町民の間で 24.9 ですかね、の値上げちゃうのは、非常に興味を持っておいでます。収入である年金は下がり、4 月から消費税が上がる。また、国保もこれほど上げるんですかと、私ども説明ができません。風邪ひきがはやったとか、C 型肝炎が流行したとか、特別な出費があったというなら、値上げにも、これは地方で自治体でやることですから、仕方ないと思います。しかし、私どもの反省せんといかん、監査委員からは国保は将来大変だよということを指摘されておったことをね、見逃した、議員としては、チェックした議員としては大変な、これは町民にお詫びしなければいけない。お詫びで済むかすまんかはわかりませんが、この値上げを急にそこまで持っていかないといけないプロセスの中で、本会の議員であります前山口議長がその運営委員の会長でございましたから、議長のお許しを得ればそのプロセスを説明をしてもらえて、そうして町民がこれなら納得できる、こういう見通しだったからこうなった、願わくばパーンと 25 も上げずに、7、5 とか、5、7 とかいうふうに、緩やかな値上げをしてもらいたかった。そういう案を提出して町民の皆さんもご理解できるんですが、ここにきてなぜ 25、ぱっと上げて見通しが甘かったのか、特別な出費があったのか、どうですか。ここをお答

えしてください。町民に説明ができませんので。

○議長（西岡利昌） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。まずもって、原因の一番のところは、私ども担当課を中心しまして、非常に甘い見通しであったということは、これは否定できない事実であろうと深く反省をいたしております。前回の改定が平成 19 年でございます。19 年以降、6 年ぶりの改定となります。その間、22 年度以降単年度では赤字を計上しております。ただ、当時いわゆる基金がまだ 1 億数千万残っておったということ、そして前年度からの繰越金でなんとかやれておったという、この 2 点、担当課としては非常に見通しが甘かったと言わざるを得ません。何とか基金、あるいは繰り越しがあるうちには引き上げはご理解いただけないのではないかというような、そういう甘い見通しの下、ずるずると来たというのが一番大きな原因であろうかと思えます。確かにご指摘のとおり相中で 1 回でも上げておれば、このような 20% を超える引き上げではならなかったであろうと私どもも理解しております。今後はこの金額そのものは何とかご理解をいただいて、ご協力をお願いしなければならないというふうに思っております。国保会計を何とか続けていくためにも、この金額は必要な金額でございます。あとは、町民の皆様方と言いますか、被保険者方々に十分ご説明を申し上げ、ご理解を願うしかないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 課長、責めるわけじゃございませんがね、見通しが甘かった、その負担は町民が受けるんですよ。町長、これどうですか。町長のところいつ入りました、こういうふうに値上げせんとやれないということは。あなた副町長もやってらっしゃったんですから、当然把握は、それを把握していらっしゃったと思う。特に財政課においても、こいつはうちじゃないよじゃなくて、やっぱり総合的に、各課で独立したものをやるから、こうなるんで。これ財政課にしても、副町長のところで、どこでまとめられるにしろ、そういう見通しというものを立てなかったら、こういう大きな負担を町民に求めるですよ。もちろんあなた方の責任や、我々もチェックしなかったから、私らも責任ありますよ。逃げも隠れもしません。町民からいかなるペナルティをかけられても、私は受けるつもりでおりますよ。そこらあたりいつこれをあなたが、確認、あれされたか。あるいは山口運営委員からね、審議されたものを受けて初めて知ったんか。そこらをお答え願いたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの三谷議員さんのご質問に答えさせていただきます。私平成 25 年の 2 月 6 日で就任をさせていただきました。この値上げのことにつきましての相談がありましたのは、それ以降でございますけれども、先ほども三谷議員さんからご指摘のありましたように、私も副町長として勤めておりまし

たので、私の政権の中でこれは解決をしたいというふうなことで、先ほど職員が申しましたように、そういった中におきましては、私も責任を持ってこれは住民の皆様、議員の皆様方にお詫びを申し上げ、私の責任の中で上げさせていただく、という覚悟でおります。そうすることが私の務めだというふうに思っておりますし、この国保の運営につきましては、全ての住民の皆様方が国保の会計ではございませんので、特別繰出しにつきましては、一般会計からも繰出しをさせていただいております。そういった意味合いからも、やはり適正な保険税をいただかなければいけないというふうなことで、過去にそういったことで見通しが甘かったというふうなことで、私も反省をしておりますけれども、もう少し適正なことをしておけばよかったなというふうに今思っておりますけれども、それはそれといたしまして、私の政権の中でこの問題については解決したいというふうなことで、今回答申をさせていただきまして、その答申に基づきましての条例上程でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げたいというところでございます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今の説明の中で、あなたが責任もってやる、これはあなたぎりやなく我々もチェックできなんだから、じゃあ見通しが甘かったことをね、今後またやらないようにするためには、どういうふうにしますかということをお尋ねしとったんですが、まあこれも今後の運営の中でね、対処していかないといけない。先ほど言いましたように、ちょうど、全体会議でもやられますけれども本会議の中で、議長がご指名すれば、この運営委員会の運営の審議のプロセスも聞けると思いますが、それは議長の判断なんですが、まず町長、それをどういうふうに生かしていくのか、そして二度とこういうことをないようにするにはどうするのか、お答えをお願いします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えいたします。このことに限らず、職務につきましてはすべてでございますけれども、やはり我々の職務につきましては、やはり課長制でございますのに、課長を中心にいろんな事業をさせていただいております。その中で、担当のところで、みな一生懸命責任を持って働いていただいております。そういった中で、今回のことにつきましては、十分反省をさせていただきながら、その他の事業についても、この教訓を生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 関連いたしますが、仮に今回この条例が本会議で可決された場合ですね、26年度は乗り切れるということだろうと思うんですが、今後ですね、27年度以降、見通しが今度はどうなるんだろうかというふうなことを先ほどのずっとやりとりを聞いてて、感じましたので、1つお尋ねしたい。それから、どちらかというとなんかこの国保税を支払っている町民の方の年収というのは、

高くはないんだらうというふうには思いますが、1人1人のいろんな状況なんで、回答しづらい部分あるかと思いますが、大雑把にですね、例えば年収200万ぐらいの人は現行で大体いくらぐらい出して、改正されればこうなる。同じように300万円では、400万ではというようなことですね、それぞれどれぐらいの金額になるのか、その辺について教えていただきたいと思います。

○議長（面岡利昌） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただ今の佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。まず27年度28年度の見通しにつきましてでございますが、当初私ども担当課におきましては、3年をかけて目標に持っていきたいというふうに考えておりました。今回の26年度の改正につきましても、その3年計画の一部という考え方で私ども臨んでおります。したがって、27年度28年度につきましても、何らかの改正をお願いしなければならないのではないかなというふうに考えております。ただ、これを合わせて金額設定をしなかった理由の多くは、現在国保制度、これは砥部町だけではなくて、いろんなところで非常に厳しい財政運営を強いられております。そういったことから、財政の基盤強化に関する法が施行されて、この後順次具体的な改正内容が制度化されていくというふうな時期でございます。そういった時期ですので、26年度に入ってから、また27、28年度の計画についてもデータを集積して、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。それからもう1点、これは試算結果ということでご理解をいただければと思います。当然現在の対象者の方、被保険者の方でしかも24年度中の所得を基にした試算結果ということでございますが、改正率、例えば、200万円の方の場合、1人世帯の場合には30万7,800円に改正後の税率がなるというふうな試算でございます。30万7,800円、200万円の方の平均的な所得の世帯の場合の改正額でございます。300万の所得の場合には、44万3,800円という試算結果が出ております。44万3,800円という額でございます。以上でございます。

○議長（面岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。ございませんか。質疑を終わります。

~~~~~

日程第21 議案第15号 砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正について

○議長（面岡利昌） 日程第21議案第15号砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 議案第15号砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正について。砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。まず提案理由でございますが、2ページ、裏面の2ページの一番下の欄をご覧ください。

平成 26 年 8 月から砥部町児童医療費助成範囲を拡大し、小学生の通院及び中学生の入院に対する費用助成を開始するため、提案するものでございます。改正内容につきましては、別添の資料をご覧くださいと思います。新旧対照表でございます。今回の中学生までの拡大助成に伴いまして、条例の題名を変更いたします。砥部町子ども医療費助成条例と改正する内容でございます。第 1 条、第 2 条につきましては、乳幼児という文言、それから児童という文言を子ども、と表現を改正するものでございます。それから第 2 条の出生の日から 6 歳と記載がございますが、これを 15 歳に改める内容でございます。第 2 条第 2 項におきましては、これは小学生を対象としていた児童に関する規定でございましたので、削除いたします。この削除に伴いまして、第 3 項以降を 1 項ずつ繰り上げを行っております。次の一番下の段、第 2 項のところでございますが、ここでも名称を子どもに変える、それから、監督する者を字句を修正をしております。第 4 条のところでございます。ここでは助成に関する規定でございます。子ども、文言の名称を子どもに変えることと、その下の赤字書きにございますように、ここでは中学生の入院に関する規定でございますが、児童を中学生に改めるというふうな内容でございます。それから第 5 条におきましても、文言を子どもに変更いたします。第 2 項におきましては、児童の入院にかかるものというのを小中学生を対象にする規定でございます。6 歳に達する日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日の以後における最初の 3 月末までの間にある者、これが小中学生を対象とするという規定でございます。次の 3 ページをご覧くださいと思います。第 6 条の 3 項、これは児童が、児童への助成が入院に関するものというふうな限定した規定でございましたが、今回拡充に伴いまして、削除いたします。議案書の方へ戻っていただきたらと思います。1 ページの一番下の段でございます。附則第 1 項、この条例は 26 年 8 月 1 日から施行する。次の 2 ページ、経過措置でございまして、第 2 項改正後の砥部町子どもの医療助成条例の規定はこの条例の施行日以後に行われた医療にかかわる医療費の助成について適用し、同一前に行われた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による、とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

~~~~~

## 日程第 22 議案第 16 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（面岡利昌） 日程第 22 議案第 16 号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。白形建設

課長。

○建設課長（白形敏明） 議案第 16 号砦部町道路占用料徴収条例の一部改正について説明させていただきます。砦部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砦部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、消費税率及び地方消費税率の改定が平成 26 年 4 月 1 日から施行されること及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。議案第 16 号の資料、新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 2 項中課税対象となる者には、1.05、すなわち消費税及び地方消費税分を上乗せしておりましたが、今回の消費税等の率の改正により、消費税及び地方消費税の額、本年 4 月からで申しますと、1.08 に変更するものでございます。本来土地の貸し付けは非課税でございますが、土地の貸し付けにかかる期間が 1 か月に満たない場合に課税対象になるものでございます。裏面の 2 ページをお願いいたします。第 2 条第 3 項第 1 号中で、道路法第 35 条に規定する事業、これは国の事業で道路占用料を徴収することができるものは、国有林野事業に限られていたところ、昨年 4 月に国有林野事業が企業形態を廃止してしまったことに伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業がなくなったことを受けて、昨年 9 月に法の改正をしたことに伴い、削除するものでございます。また、4 条は第 2 条第 3 項第 1 号で道路法施行令が削除されたため、令を正しく道路法施行令と表記するものでございます。議案第 16 号にお戻りください。附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

ここで昼食のため休憩をします。再開は、午後 1 時 10 分の予定です。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

~~~~~

- 日程第 23 議案第 17 号 平成 25 年度砦部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 25 年度砦部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 25 年度砦部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 25 年度砦部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 27 議案第 21 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（西岡利昌） 再会します。日程第 23 議案第 17 号から日程第 27 議案第 21 号までの平成 25 年度補正予算 5 件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 補正予算の全体的なところと、議案第 17 号一般会計補正予算から第 19 号の介護保険事業特別会計補正予算までを私の方からご説明させていただきます。では全体的なところでございますが、補正予算概要の 1 ページをお開きください。よろしいでしょうか。全体の一覧表でございますが、25 年度 3 月補正、一般会計が、1 億 2,149 万 4 千円の増額。特別会計では国民健康保険事業特別会計の事業勘定が 3,663 万 1 千円の増額。介護保険の保険事業勘定で、99 万 8 千円の増額でございます。それから企業会計でございますが、公共下水道事業会計、水道事業会計、合わせまして 6,844 万 4 千円の減額補正。合計、全体では 9,849 万 9 千円の増額補正となっております。累計が 140 億 4,955 万 4 千円になるものでして、前年同月比で見ますと、4.6%の増という形になっております。それでは、各予算の内容についてご説明させていただきます。まず一般会計補正予算の補正予算書をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 17 号平成 25 年度砥部町の一般会計補正予算第 5 号は次に定めるところによる。第 1 条としまして、歳入歳出それぞれ 1 億 2,149 万 4 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 75 億 1,537 万 3 千円とするものでございます。今回第 2 条として、繰越明許費、第 3 条として地方債補正を計上しております。まず歳出でございますが、3 ページをお願いいたします。ほとんどが精算に基づく減額補正でございます。増額補正の大きなものとしましては、3 款民生費の 1 項社会福祉費、それから 13 款諸支出金の基金費でございます。民生費の方は、国保特別会計の事業勘定への繰出金でございます。諸支出金については、財政調整基金などへの積立でございます。財源につきましては、2 ページの方でございますが、精算に伴いまして国の支出金、それから繰入金等減額がございます。これらを補うような形で、一般財源として 8 款地方特例交付金、9 款地方交付税、18 款繰越金を合わせて 2 億 1,462 万 3 千円見込むこととしております。それから、4 ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、事業等の進捗の関係で 26 年度へ繰り越す事業としまして、ここにございます事業を予定しております。繰越明許費については以上でございます。最後に地方債補正でございますが、5 ページでございます。限度額を 3 億、失礼しました、合併特例債の限度額を 3 億 6,160 万円とするもので、6,870 万ほどの減でございますが、消防署の本庁舎の改築この部分を減額に、充てる合併特例債を減額にしております。起債の方法、利率、償還の方法については、従来どおりでございます。一般会計については以上でございます。

次に国民健康保険特別会計の補正予算第 5 号をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 18 号平成 25 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号は次に定めるところによる。第 1 条として、事業勘定でございます

が、歳入歳出それぞれ 3,663 万 1 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 27 億 585 万 6 千円とするものでございます。26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。内容につきまして、3 ページをご覧ください。1 款の総務費 163 万 1 千円の増額につきましては、前期高齢者の医療費負担を 1 割に据え置くため、システム改修費用などでございます。2 款保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の見込み額を 3,500 万円増額するものでございます。この財源につきましては、2 ページの方でございますように、国からの支出金、前期高齢者交付金、それと一般会計からの繰入金を予定しております。国保については以上でございます。

続いて介護保険事業特別会計補正予算の第 3 号の補正予算の 1 ページをお願いいたします。議案第 19 号平成 25 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は次に定めるところによる。第 1 条保険事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ 99 万 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 20 億 3,941 万 5 千円とするものでございます。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをご覧ください。総務費を 99 万 8 千円増額いたします。消費税改定に伴いますシステムの改修の費用でございます。この財源については、2 ページにあるとおりでございます。一般会計の方からの 25 万円の繰出しを予定しております。以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 20 号平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。第 1 条、平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第 2 条、平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算第 4 条本文括弧中、不足する額 1,800 万 5 千円を不足する額 1,856 万 1 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。まず収入ですが、1 款 1 項企業債を 4 千万円減額し、1 億 9,710 万円に。2 項補助金を 2,560 万円減額し、1 億 6,190 万円に。3 項負担金及び分担金を 460 万円増額し、1,560 万円に。5 項他会計出資金 800 万円減額し、4 千万円に。差引合計、6,900 万円減額補正をし、収入合計を 4 億 1,960 万円とするものでございます。この減額要因でございますが、補助金要望額に対しまして、交付額が減少したため、連動いたしまして企業債と他会計出資金が減額となるものでございます。次に支出でございますが、1 款 1 項建設改良費を 6,900 万円減額し、4 億 1,603 万 9 千円に。3 号企業債償還金を 55 万 6 千円増額し、2,212 万 2 千円に。差引支出合計を、6,844 万 4 千円減額し、4 億 3,816 万 1 千円とするものでございます。この要因ですが、補助金の交付額減少による工事請負費等の減額と、企業債償還の利率見直しによるものでございます。次に第 3 条、予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のように改めるものでございます。限度額 2 億 3,710 万円を 4 千万円減額し、1 億 9,710 万円とするものでございます。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、議案第 21 号平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。第 1 条、平成 25

年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、平成25年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入ですが、1款1項営業費用を49万4千円増額し、収入合計を3億1,992万4千円とするものでございます。これは、消火栓の修理が必要となった工事費に対する一般会計からの負担金でございます。次に支出でございます。1款1項営業費用で、782万円の増額をお願いし、支出合計を3億1,592万7千円とするものでございます。これは下水道工事等に伴い、敷設替えした水道管の固定資産除却費でございます。第3条、予算第4条本文括弧中不足する額1億7,463万9千円を、不足する額1億6,584万9千円に。過年度分損益勘定留保資金1億6,891万2千円を、過年度分損益勘定留保資金1億6,012万2千円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。1款3項負担金を879万円増額し、1億5,804万2千円とするものです。これは、消火栓新設改良による一般会計負担分でございます。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第20号、21号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号までの21件は、お手元に配布の常任委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第21号までの21件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第28 | 議案第22号 | 平成26年度砥部町一般会計予算         |
| 日程第29 | 議案第23号 | 平成26年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第24号 | 平成26年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第31 | 議案第25号 | 平成26年度砥部町介護保険事業特別会計予算   |
| 日程第32 | 議案第26号 | 平成26年度砥部町とべの館特別会計予算     |
| 日程第33 | 議案第27号 | 平成26年度砥部町とべ温泉特別会計予算     |
| 日程第34 | 議案第28号 | 平成26年度砥部町農業集落排水特別会計予算   |
| 日程第35 | 議案第29号 | 平成26年度砥部町浄化槽特別会計予算      |
| 日程第36 | 議案第30号 | 平成26年度砥部町公共下水道事業会計予算    |
| 日程第37 | 議案第31号 | 平成26年度砥部町水道事業会計予算       |

○議長（西岡利昌） 日程第 28 議案第 22 号から日程第 37 議案第 31 号までの平成 26 年度当初予算 10 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） それでは 26 年度当初予算について、全体的なところと、一般会計から浄化槽特別会計までを私の方からご説明させていただきます。まず全体的なところにつきまして、お手元の 26 年度当初予算の概要の 1 ページをお開きください。こういう色の冊子です。ちょっと厚手になってございますが。よろしいでしょうか。1 ページに全体をまとめてございます。26 年度のところをご覧ください。一般会計の歳入歳出予算規模でございますが、74 億 407 万 3 千円。特別会計が全体で 51 億 7,403 万 4 千円。企業会計、公共下水等水道事業の収益、資本、それぞれ合わせまして 13 億 9,954 万 5 千円。合計 139 億 7,765 万 2 千円。対前年度にいたしますと、7.3%の増という規模になってございます。一般会計につきましては、対前年 7 億 4,410 万 4 千円。率にしまして 11.2%の増と大きくなってございますが、25 年度投資的経費を補正予算に回すこととしておりましたため、当初予算比較では大きくなってございます。それから、特別会計の方では、やはり国民健康保険事業の特別会計の事業勘定でありますとか、後期高齢者医療特別会計、介護保険の保険事業勘定などが大きな増加幅を示しております。社会保障関連経費につきましては、増加幅が大きいというところでございます。また、公共下水の方では、収益的支出、水道、公共下水、それぞれ大きくなって、増加しておりますが、減価償却費の増が影響しておるところでございます。次に、3 ページをお願いいたします。図表 1 の 3 ですが、職員人件費をまとめてございます。全体で 2,110 万 7 千円の減となっております。次に、臨時職員の方の賃金でございますが、4 ページをご覧ください。全体で 3 億 4,163 万 9 千円。対前年にしますと 5,859 万 9 千円の増でございます。今回、臨時の方のある程度条件を満たした方、期末手当を支給することといたしました。それらもございまして、今回大きな増となっております。次に、町債でございますが、一般会計が現年度分で 5 億 9,910 万円の発行予定。公共下水道が、現年分、前年度繰越分合わせまして、2 億 6,250 万円の発行予定。水道事業会計で、現年分、前年度繰越分合わせて、9,700 万円の発行を予定しております。合計 9 億 5,860 万円でございます。元金償還と発行を見込みまして、26 年度末の起債残高でございますが、町全体では 112 億 3,090 万で、若干伸びるような形になっております。それでは、各会計の説明に入らせていただきます。まず一般会計の当初予算書をご用意ください。議案第 22 号平成 26 年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74 億 407 万 3 千円と定める。次に債務負担行為でございますが、第 2 条債務負担行為につきましては、第 2 表に定めるところということで、6 ページをお願いいたします。カラー印刷費他 5 件につきまして、新たに債務負担行為をお願いするところがございます。それから、次の 6 段目以降、括弧書きで平成 26 年 4 月改定と書かれてございますが、これにつき

ましては、今回の消費税改定に伴いまして、現在の債務負担行為分について、増額する必要があるためお願いするものでございます。債務負担行為につきましては、単年度主義の予算の例外的な措置でございまして、将来にわたる債務の負担をいうものでございますが、予算で定めることによりまして、その効力を発揮するものでございます。次に、第3条の地方債につきまして、8ページをご覧ください。全体では先ほど申しましたように5億9,910万円の発行を予定し、限度額として定めてございます。公共事業と、これは道路橋梁の安全対策費として実施する事業に対する分でございます。合併特例債事業につきましては、八倉地区の防災事業として。それから、砥部消防署の外構工事等の分でございます。過疎対策事業につきましては、広田地区町民グラウンドの整備、それから診療所の機材整備でございます。あと一般会計出資債については、水道の8次拡張事業の出資金に充てるものでございます。あと臨時財政対策債を3億円、例年より2億円ほど増やしてございます。1ページにお戻りください。第4条としまして、一時借入金でございますが、一時借入金の最高額は10億円と定めております。それから、第5条として流用の関係でございますけれども、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用について、ご議決をいただくことによりまして流用できるということになります。あと、歳入歳出の個別項目につきましては、先ほど説明しました予算概要の方に細かくまとめてございます。また、今後ご審議をいただくことと思いますので、ここでは省略させていただいたらと思います。一般会計は以上です。

次に国民健康保険事業特別会計の予算書をご用意ください。よろしいでしょうか。1ページをお願いいたします。議案第23号平成26年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条としまして、事業勘定の歳入歳出でございますけれども、26億3,299万9千円。直営診療施設勘定が8,466万6千円と定めるものでございます。この内容につきましては、12ページをお開きください。款別に前年度と対比してございますが、2款の保険給付費が17億9,208万7千円で、対前年5,453万円の増となっております。3款後期高齢者支援金等は3億5,623万3千円。あと、6款の介護納付金が1億5,174万7千円などがございまして、トータル26億3,299万9千円というかたちになってございます。この財源でございますが、前のページ、10、11ページをご覧ください。1款国民健康保険税では、5億4,355万1千円で、対前年9,193万8千円の増を見込んでございます。それから、各款の財源予定でございますけれども、国庫支出金、療養給付費、前期高齢者交付金、それから県支出金等を見込んでございます。それと、繰入金でございますが、9款繰入金が2億2,467万3千円で、対前年78万2千円の減となっておりますが、ここにつきましては、基金繰入等は見込めないということで、全額一般会計からの繰入金と見ておりまして、一般会計からは基準外の繰出しとして9,800万円ほどを予定しておるところでございます。

事業勘定については以上ですが、次に直営診療施設勘定でございますが、44 ページをご覧ください。1 款総務費で 5,914 万 6 千円。対前年 279 万 6 千円の増でございます。患者さんの送迎用の車を買替える予定としております。それから 2 款医療費が 2,552 万円で、300 万 8 千円の増でございます。今回超音波骨密度測定装置や、デジタルレントゲンシステムの購入を予定しております。歳入については、前ページ 42、43 ページにございますが、1 款の診療収入が 3,350 万 9 千円。繰入金でございますが、5,111 万 7 千円を予定しております。このうち、一般会計の方からは、4,421 万 9 千円としております。以上のようなところでございます。1 ページにお戻りください。次に第 2 条債務負担行為でございますが、6 ページの方、ちょっと行き来して申し訳ありませんが、6 ページをお願いいたします。診療施設、診療所の方で、医科レセプト、それから歯科レセプトのコンピューターの借り上げについて、債務負担行為をお願いしております。ご覧のとおりでございます。もう一度 1 ページにお戻りください。第 3 条として、一時借入金でございますが、最高額を事業勘定で 3 億円、直営診療施設勘定で 2 千万円と定めてございます。それから、予算に定める歳出予算の流用でございますが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。国保特別会計については、以上でございます。

次に後期高齢者特別会計に移らせていただきます。後期高齢者医療特別会計予算の 1 ページをお願いいたします。議案第 24 号平成 26 年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条でございますが、歳入歳出それぞれ 2 億 2,631 万 3 千円と定めるものでございます。8、9 ページをご覧ください。歳出予算につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 1,389 万 3 千円が主なものでございまして、対前年 1,248 万 9 千円増となっております。財源につきましては、6、7 ページの方でございますが、1 款の後期高齢者医療保険料が 1 億 4,901 万 8 千円。一般会計等の繰入が、7,227 万 6 千円。これが主なものでございます。後期高齢者医療特別会計につきましては、対象者の保険料や町の一般会計が負担する事業費分などを受け入れて、県の広域連合に収めることが主なものとなっております。医療費の支払い自体は広域連合が行うこととなります。後期高齢者医療特別会計については以上でございます。

次に介護保険事業特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 25 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条の歳入歳出でございますが、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定が 19 億 8,699 万 9 千円。介護サービス事業勘定が 4,413 万 8 千円と定めるものでございます。12、13 ページをお開きください。保険事業勘定の歳出でございますが、中心となる 2 款保険給付費は 18 億 9,497 万 4 千円で、対前年 3,116 万 2 千円の増となっております。26 年度は第 5 期の事業計画の最終年度となる年度でございます。この財源でございますが、前のページ、

10、11 ページをお願いいたします。介護保険料は対前年 4,600 万増の 4 億 372 万 4 千円となっております。また給付の方の増となった分、国庫支出金でありますとか、支払基金、交付金、県支出金も増額となっております。繰入金につきましては、7 款繰入金につきましては、一般会計からの方から 2 億 8,182 万 5 千円と。それから運営基金の方から 622 万 4 千円の取り崩しを予定しております。次に介護サービス事業勘定でございますが、56、57 ページをお願いいたします。この介護サービス事業勘定は、通所介護事業と介護予防サービス事業、この 2 つの事業で構成されております。通所介護事業の方は、高齢者生活センターの 1 階で実施しているデイサービス事業として、事業自体は広寿会に委託する形で行われております。この予算では 2 款の 1 項 1 目、居宅介護サービス事業費がそれにあたりまして、3,321 万 2 千円を計上しております。それから、介護サービス事業費でございますが、2 目の 1,091 万 2 千円でございます。介護サービス事業計画を作成するものでございまして、町の地域包括支援センターが行っております。1 款の総務費、共通的な経費でございますが、これと合わせて 4,413 万 8 千円を計上しております。52、53 ページをご覧ください。歳入でございますが、1 款の介護サービス収入でほとんどを賄ってございます。1 款介護サービス収入 4,383 万 9 千円でございます。それでは 1 ページにお戻りください。第 2 条一時借入金でございますが、一時借入の最高限度額として、保険事業勘定は 2 億円。介護サービス事業勘定は 200 万円と定めてございます。また第 3 条、流用につきましては、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項間の流用をご議決いただきたいと思います。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。介護保険事業勘定は以上でございます。

次にとべの館特別会計でございます。予算書の方をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 26 号平成 26 年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出それぞれ 4,271 万 7 千円と定めるものでございます。ほぼ前年並みの予算額でございます。館運営費の 4,265 万 4 千円が主なものでございまして、それらの中で売店商品の仕入れ、これが 3 千万円ほどございます。財源につきましては、売店売上収入でほとんどまかなっております。今年度は 3,932 万円を計上しているところでございます。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。とべの館特別会計については以上でございます。

次にとべ温泉特別会計の予算書をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 27 号平成 26 年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出でございますが、それぞれ 5,291 万円と定める。平成 26 年 2 月 25 日提出、砥部町長佐川秀紀。8 ページをご覧ください。温泉運営費につきましては、本年度 5,290 万 4 千円で、対前年 204 万 7 千円の減でございますが、前年度工事費を計上しております。それらの関係で減となっております。ただ賃金の見直しと、期末手当の支給ということで、賃金につきましては、270

万ほど増額しております。6ページをご覧ください。歳入でございますが、事業収入3,944万円が主なものでございまして、対前年でございますが、対前年236万ほどの減と見込んでおります。とべ温泉特別会計については、以上でございます。

次に農業集落排水特別会計の予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第28号平成26年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ2,411万3千円を定めるものでございます。第2条として、債務負担行為をお願いしておりますが、これにつきまして、4ページをお願いいたします。処理施設の維持管理業務委託料について、28年度までの費用800万円を限度額として定めるものでございます。全体的には、ほぼ前年並みの経費でございまして、大きな変更点についてはございません。1ページにお戻りください。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。農業集落排水特別会計については以上でございます。

最後になりますが、浄化槽特別会計でございます。浄化槽特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第29号平成26年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ7,917万9千円と定めるものでございます。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。この会計につきましては、町内の小型合併浄化槽約3,700基と大畑団地など5カ所の集中浄化槽を管理するものでございまして、財源につきましては、保守点検料で賄っております。浄化槽特別会計については以上でございます。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第30号平成26年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。最初に本予算及びこのあとご説明申し上げます水道事業会計予算につきましては、新たな地方公営企業会計制度を適用した予算編成とさせていただいております。第1条、平成26年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は、業務の予定量を定めてございます。第3条収益的収入及びその予定額は次のとおり定め、収入は第1款下水道事業収益2億5,408万4千円でございます。次に支出でございますが、第1款下水道事業費用が2億3,564万5千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額が4,286万1千円は過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,386万1千円と、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,900万円を補填するものとしたします。収入でございますが、第1款下水道資本的収入は、5億215万3千円でございます。次に支出でございますが、第1款下水道資本的支出が5億4,501万4千円でございます。次のページをご覧ください。第5条企業債でございます。限度額は2億4,050万円で、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第6条、一時借入金の限度額は6億円と定めております。



第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,922万6千円を計上しております。第9条は、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,631万8千円と定めております。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。

続きまして、議案第31号平成26年度砥部町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。第1条平成26年度砥部町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めてございます。第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定め、収入は第1款水道事業収益が3億3,683万4千円でございます。次に支出でございます。第1款水道事業費用が3億2,328万4千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,900万2千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,183万3千円、過年度分損益勘定留保資金1億716万9千円で補填するものでございます。収入でございます。第1款水道資本的収入が1億7,660万でございます。次に支出でございます。第1款、水道資本的支出が2億9,560万2千円でございます。次のページをご覧ください。第5条、企業債でございます。起債の目的は上水道第8次拡張事業、限度額は7,120万円。起債の方法、利率、償還方法は一般会計同様でございます。第6条では一時借入金の限度額を2億円と定めてございます。第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。第8条で議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,849万2千円を計上しております。第9条、棚卸資産購入限度額は2千万円と定めてございます。平成26年2月25日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第30号、31号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） 国民健康保険事業特別会計の債務負担行為で掲げております、歯科のレセプトの期間が27年から31年になっておりますが、当初予算の概要では、28年になっておるところがあるんですよ。期間はどちらが正しいんですかね。

○議長（面岡利昌） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 政岡議員のご質問にお答えいたします。31年、予算書の方が正解でございますので、当初予算概要の方を訂正させていただきます。どうも申し訳ございません。

○議長（面岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。ございませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号から議案第31号までの平成26年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審

査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第31号までの平成26年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、議員協議会室で予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後2時00分 休憩

午後2時25分 再開

○議長(西岡利昌) 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に西村良彰君が、副委員長に大平弘子君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願いします。

本日、各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月19日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後2時26分 散会

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                    |                                                              |                                                             |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 26 年 3 月 4 日                                                                                                    |                                                              |                                                             |
| 招集場所                                                                 | 砥部町議会議事堂                                                                                                           |                                                              |                                                             |
| 開 会                                                                  | 平成 26 年 3 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告                                                                                  |                                                              |                                                             |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博<br>4 番 松崎浩司<br>7 番 西岡利昌<br>10 番 山口元之<br>13 番 土居英昭<br>16 番 三谷喜好                                            | 2 番 古川孝之<br>5 番 佐々木隆雄<br>8 番 大平弘子<br>11 番 西村良彰<br>14 番 中島博志  | 3 番 菊池伸二<br>6 番 森永茂男<br>9 番 政岡洋三郎<br>12 番 井上洋一<br>15 番 平岡文男 |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                 |                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長 佐川 秀紀<br>教育長 武智 省三<br>広田支所長 佐伯 修二<br>戸籍税務課長 門田 伸介<br>介護福祉課長 重松 邦和<br>生活環境課長 柿本 正<br>建設課長 白形 敏明<br>社会教育課長 西松 伸一 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>会計管理者<br>保険健康課長<br>産業振興課長<br>学校教育課長 | 上田 文雄<br>原田 公夫<br>松下 行吉<br>日浦 昭二<br>大野 哲郎<br>萬代 喜正<br>坪内 孝志 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 丸本 正和<br>庶務係長 善家 孝介                                                                                         |                                                              |                                                             |
| 傍聴者                                                                  | 4 人                                                                                                                |                                                              |                                                             |

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 26 年 3 月 4 日（火）

午前 9 時 30 分開議

○議長（面岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。



日程第 1 一般質問

○議長（面岡利昌） 日程第 1 一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。5 番佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） 5 番佐々木隆雄です。議長のお許しを得て一般質問を行いたいと思います。質問に入る前に、佐川町長の施政方針に対する私の感想を若干述べさせていただきたいというふうに思います。全体としては、各担当部署ごとに施策が整理され述べられておりまして、非常にわかりやすい内容であったというふうに思われます。ただ私は、2 年目の佐川町長が今年の最大の施策、いわゆる目玉と言いましょか、これが何なのかなというのがわかりにくかったというのが最初の感想でございました。それから、何と言いましても、国保会計の圧迫がこの間続いていたというふうなことで、25%のアップの改正案が出されておりますが、個人的になります、私が、私個人の 25 年度実績を元に計算してみましたら、40%あまりアップになるというふうなことで、これはこれで非常にショックなことでもございました。それから何よりも全体を通して、私が感心をさせていただいたのは、町長が最後に言われたことです。町づくりに関わる者は、相手を思いやる心、人に優しい心、全てのものに感謝する心を持つことが必要だと、非常にいいことを言われたと思いました。それから、何々だからできない、ではなくて、どうすればできるのか、そういう視点で職員一丸となり、知恵を出し合い、工夫を凝らして、町づくりに取り組む、そういう決意を述べられました。私は心と、ソフト面と、何て言うんですかね、できない理由を言うのではなくってどうすればできるんだと、非常に積極的な、そういうハード面をうまくミックスされた、そういう考えで、町民主役の町づくりを進めていきたいんだというふうに言われたことに、感銘をされました。と同時に、町長の手腕にこの 1 年間期待をいたしたいと思います。それでは、一般質問の方に入らせていただきます。1 点目は合併 10 周年の事業に関することとありますが、10 周年記念で様々な事業に取り組むとあります。推進体制をどのようにお考えになっているんでしょうかという点と、砥部町広田村合併協議会作成の新町建設計画というのがあって、改めて私もそれを見てみましたが、そこに述べられていることと現状とを比較あ

るいは検証しているのかどうか。それから合併によって当然プラス面マイナス面あるかと思いますが、どのようなことがあるんでしょうか。また、マイナス面の解消に向けては、今後どのような施策をお考えなんですか。これが1点目です。

2点目は防災計画の見直し作業に関することです。昨年元々作成しますというふうな予定だったんですけども、ご承知のとおり国や県の作成が遅れ、やっと今からその作業に入っていくというふうなことになりました。最近の、例えば大雪災害なども含めまして、被害報道を見聞きする度に3.11東北大震災時に言われた想定外という言葉がまた見受けられるようにもなっていました。行政側では決して想定外というふうな言葉が使われないように、避難対策も含めた綿密な防災計画が必要ではあるというふうに考えております。そこで、砥部町での伊方の原発事故による被害が想定されているのかどうか。また、遅れている、今言いましたような防災計画、この見直しの作業のスケジュールがどのようになっているのか。これをお尋ねしたいと思います。

3点目は、税金を増やすというほどではないと思いますが、町の活性化のために1つ提案をいたしたいというふうに思います。木造住宅耐震診断改修補助を引き続き実施して、耐震改修にかかる補助金増額をするということでございましたが、耐震診断をしなくても、地域住民や地域内事業に、地域内で事業に、ごめんなさい、地域内の施工業者に施工してもらった住宅のリフォームの助成制度を実施して、地域活性化とそこから少しでもしょうが税金のアップ、そういうのに繋がると考えております。私が入手した資料によりますと、愛南町では23年度に900万予算化し、61件、工事総額が1億1,928万円。24年度は1,300万、77件、工事総額1億6,600万。そのようなデータもございました。宇和島市や西予市、それから四国中央市でもこのような制度を導入しております。砥部町でも実施して、町の活性化に役立ててはいかがでしょうか。以上3点、町長にお尋ねいたします。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、合併10周年事業についてのご質問ですが、平成27年1月1日に砥部町と広田村が合併してから10周年という節目を迎えます。この10周年という記念すべき年を迎えるにあたり、新町の歩みを振り返るとともに、町民が一体となった10周年記念事業を開催したいと考えています。事業内容としましては、記念式典の開催や町勢要覧の作成、また体育事業等での記念品の贈呈などを計画をしています。なお事業の実施につきましては、それぞれの担当部署において十分対応できる内容となっていますので、ご質問の推進体制を新たに設けることは考えておりません。続いて新町建設計画と現状との比較検証についてでございますが、現在のところ比較検証し、とりまとめたものはございません。また計画期間を5年間延長し、平成31年度までとするための準備作業に入っていますので、合わせて検証することになるかと思えます。事業の実施状況について申し上げますと、掲載した事業が

62 事業。その実施状況は実施済み、若しくは実施中が 38 事業、今後実施する予定の事業が 5 事業、実施を見送った事業が 19 事業ございます。見送った事業につきましては、旧町村で懸案事項として挙がっていましたが本来実現性の低かったものや、庁舎の増築や文書管理システムなど新町で必要になるであろうと想定していましたが見直したものなどでございます。続いて、合併によりますプラス面とマイナス面についてでございますけれども、まずプラス面としましては、行政組織のスリム化、効率化が進んだ点や財政運営の安定が挙げられます。一方マイナス面としましては、周辺部の過疎化が進んでいることが挙げられます。平成 22 年国勢調査結果によりますと、広田地域では人口が 203 人減少し 850 人で 19.3% の減少率となっています。この状況を踏まえ、国道 379 号銚子大橋の早期完成、ひろた町民グラウンドの改修整備や地域公共交通の調査など、広田地域の皆さんが生き生きと暮らせるよう、後押しをしてまいりたいと考えています。

次に防災計画見直し作業についてのご質問ですが、現在の砥部町地域防災計画は、平成 22 年 3 月に改訂したもので、今年度中の改定を予定していましたが、県から示される南海トラフ巨大地震の被害想定が当初予定していた平成 25 年 5 月から 12 月末にずれ込んだことから、平成 26 年度末の完成を目標に改定作業を進めてまいりたいと考えています。改定内容につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、改正された災害対策基本法をはじめ、国の防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図るとともに、先般示された南海トラフ巨大地震の本町への被害想定を基に、あらゆる可能性を考慮し減災対策を検討するなど、より実践的で効果的な防災計画に見直すこととしています。また伊方原発事故の本町への影響につきましては、本町は原子力災害による内子町などからの避難住民の受け入れ先となっているものの、原子力施設から概ね 50 km の範囲に位置しており、県から放射性物質による被害想定が示されていないことから、今回の改定では原子力災害に対する避難計画や対策計画などの策定は考えていません。しかし、今後国や県から 50 km 圏内における放射性物質による被害想定などが示されましたら、原子力災害に対する対策を含めた防災計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。ご理解をお願いします。

次に税収を増やす取り組みの提案についてのご質問ですが、地域活性化の面から、地域住民が地域内業者に施工してもらった住宅リフォームに助成制度をとのご提案でございますけれども、基本的には個人的な住環境の改善を目的としたリフォームに対しましては、今のところ助成をする考えはございません。木造住宅の耐震化につきましては、今後想定される南海トラフ巨大地震に備えて、町として積極的に取り組んでまいりたいと考えています。また、町内建設業者に限定した補助につきましては、今回県産材の利用を前提に木造新築住宅の補助金を予算計上しておりますので、活用していただきたいと思っております。以上で、佐々木議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 5 番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず合併 10 周年の関係ですが、当然町長もこれ、ご覧になられたと思いますけども、この中に先ほど人口の話もされましたんですが、この中にはですね、平成 27 年には 2 万 2,766 人、平成 12 年よりも 3.1%、人数で 693 人増える、今後も人口は増加すると考えられるが、出生率の低下や、国の人口も減少することが予想されていることから、大規模な増加は見込めない状況にあるというふうに、この作成時点ではまだ砥部町の人口は増えるというふうに想定されてたんですけども、残念ながらなかなかそうはいかなかったというふうなことで、まずそういう人口のところでの見通しがかなり違ってきてる、というふうなことがまず最初にあるのかなというふうに私は思います。その問題については特にここで議論するつもりはありませんので次に進みますが、いくつかこの計画との関係でですね、今 38 項目、5 項目、19 項目、それぞれ中身も含めてご紹介いただいたんですけども、この計画の中で 3 つほどその状況などについて説明をいただければと思う項目がありますので、よろしいでしょうか。1 点目はですね、生活環境整備の関係で、公営墓地の整備を検討しますというふうなことで、書かれておりました。何年か前にアンケート調査も行った記憶がございますし、私も委員会の中でもこの結果を見て、今後どういうふうな検討されるんでしょうかというふうな質問をさせていただいたんですけども、そんなにこう、急いで検討するような中身ではないというふうな返答だったんですけども、この公営墓地については、それ以降ですね、何か新たな検討が始まっているのかどうか。これが 1 点目です。それから、新たな雇用機会の創設というふうなことで、色んな情報媒体の活用や、関係機関と連携を図りながら、地域資源、括弧して陶石などというふうに書いておられますが、を活用する企業などを積極的な企業誘致活動を展開しますというふうに述べられておられますが、具体的な誘致の実績等についてご紹介いただきたいと思います。それから行財政運営のところ、行政運営に当たっては、住民参加を基本とし、住民の意見を十分反映できる財政、括弧してパブリックコメント制度の導入検討など、を作りますと。確かにパブリックコメント、すでに実施もしておりますが、この間の、このパブリックコメントへの参加状況等がどのようなものなのか、この間もインターネットで見ましたが、ほとんど意見がなしというふうなことになっていたんですけども、パブリックコメントそのものは何も否定するものではありませんが、やってもやってもあまり声が出ないということであれば、その方法なんかについても、もう少し検討も必要じゃないかなというふうな気もいたしますので、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。以上 3 点お願いします。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず 1 点目の公営墓地の問題でございますけれども、公営墓地につきましては、宗教法人か、若しくは自治体でないといけないというふうなことでございますけれども、これにつきましては、具体的な計画ございませんけれども、住民がどのくらいこのことについてニーズがあるかと言いますか、希



望があるかというふうなことも、今後そういったことでの課題かと思っておりますので、調査も職員と十分協議をしてしてみたいというふうに思っております。雇用機会と企業誘致の問題でございますけれども、これにつきましては、現在いろんなところで旧砥部町内にも企業が入ってきておりますけれども、陶石ということにつきましては、その折に陶石ということがどういう企業誘致につながっておるかというのは、ちょっと私も理解しがたいとございますけれども、具体的にはそういったことはまだ現在はないというふうに思っております。パブリックコメントのことと住民参加につきましては、いろんな審議会等につきましては公募というふうなことも実施しておりますので、そういったことの住民参加はいただいておりますというふうに思っております。ただパブリックコメントにつきましては、意見を聞くということでございますので、意見がないということについては、別段その、特に住民の皆様方のご意志というふうに思っておりますので、ご理解を賜ったらと思っております。以上です。

○議長（面岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 公営墓地のところですね、町長、まだそんなに古くない、3年ぐらい前だと思うんですけど、町民アンケートを取って、広報でも報告もされておりました。当時、日浦課長が担当されてたんだと思いますが、課長ご記憶ございませんですか。もし記憶があるようでしたら、要望とかどれぐらいだったかみたいなのを。わからなければ結構なんですけど。

○議長（面岡利昌） 日浦会計課長。

○会計課長（日浦昭二） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。アンケートを取ったのは間違いなく事実でございますが、その内容につきましては、詳しくは覚えておりませんが、住民としてですね、墓地をもし砥部町が開発した場合は、利用しますかというような質問をしたと思うんですけど、その中ではあまり希望がなかったように思っております。ですから、もしその場で至急やってほしいとかいうことがありましたら、ある程度具体的な計画も作っておりましたが、それがしてないということは、なかったんだと思います。それと、そのことにつきましては、先ほど佐々木議員さんもおっしゃられましたが、アンケート調査結果につきましては、概要を広報にも公表をいたしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） どうもありがとうございました。この冒頭の町長のご回答でも、今からいろんな検証もしていくんだというふうなことです。改めてですね、今の議論なんかも含めて、しっかりとやっていただいて、私は合併10周年のいろんな記念事業もしながらですね、やはり素直にこの合併がどうだったのかということを経験しながら、今更元に戻すということではなくてですね、問題点は問題点として1つ1つ解決していきながら、本当にみんなが砥部っていい町だなというふうに、みんなが向かっていけるように、リーダー

シップを図っていただきたいというふうに思います。1点目はそれで終了させていただいて、2点目の防災計画の関係の中で、どうしても気になるのがですね、最後に町長も言われたんですが、原発問題で、50km圏内のも必要だというふうになれば、その時点で作成をというふうなことを言われておりました。それもごもっともだと思いますが、思い起こせばもう3年近く前になりますけども、特にですね、30km圏内だとかというふうな話が出た時に、すでにご記憶にあらうかと思いますが、福島第一原発事故で3月23日に文科省が福島県の飯舘村で採取した土壌から放射性ヨウ素が117万ベクレル、パーキログラムあたりでどのぐらいの数値かというのはちょっとわかりませんが、当時そういうデータが発表され、検出されたというふうなことで大きく報道されました。それから別なところで、京都大学の原子炉実験所の今西哲二さんという先生が、飯舘村では約326万ベクレル検出されてるよだとかいうふうなこととか、3月の31日には国際原子力機関、ここでもそういう飯舘村で出たよというふうなことが報道されてきて、やっぱり風向きとかですね、もしもそういうふうなことを考えると、国や県の出方だけじゃなくて、砥部町でも特異な想定なりをされて、準備をしておいていただきたいなというふうなことを1つ要望しておきたいというふうに思います。それから、具体的な作業の関係なんですけども、大体いつごろ出来上がって、町民にはどのような形でこれを周知させるのか。それについてはいかがでしょうか、町長。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをいたします。防災計画の委員会の設置については、今年4月に準備をしたいというふうに思っております。それから、3回ぐらいの防災計画の委員会をして、10月頃に第1回の防災会議を開かせていただきまして、12月ぐらいに地域防災計画改正議会は第4回というふうなことで、27年の1月に第2回の防災会議を開いて、この辺りで完成をさせていただきまして、27年の3月、26年度末にはこの防災計画を仕上げたいというふうに思っております。また発表等につきましては、もちろんホームページや広報等で発表するようになるかと思っておりますけれども、防災会議もございますので、そういったことでまた議員さんにも出来上がりましたら当然お示しをするということになるかと思っております。以上です。

○議長（面岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 確かにスケジュール的にもう少し急げないのかなというふうには思いますが、ぜひ努力をしていただきたいなと思います。それからもう1つ、そこで申し忘れたんですけども、飯舘村はですね、未だにまだ帰れないという方がいるというのはご存じだと思いますが、やはり原発事故というのはそれだけ悲惨なものなんだということを少し付け加えさせていただいたらと思います。ぜひとも砥部町でも独自の準備はされておくべきだというふうに思います。それから、あと、具体的な中身が出た時にいろいろ議論をさせていただいたらと思いますけども、例え話なんですけども、各家庭で緊急用に水やら食料やらを確保し

て、もし何かあったらそれで自分の近くの指定されてるところへ避難するというふうなことになるかと思うんですけども、例えば水なんかでしたら1日に1リットルだとかですね、いうふうに言われますが、仮に1週間分だとかいうふうになるともう7リットル、それから食べ物で、そういうもの実際にリュックに詰めてみれば、相当な重さになって、子どもやお年寄りには運べないということ、県議会でそういう話があったそうなんですけども、それを聞きましてですね、そういう数字だけ並べるのではなくて、実際にそれを持ってみたら、どうなんだろうというふうなことなんかも検証しながらも、明確にしていってほしいなというふうな要望をしておきたいと思います。3点目に移ります。住宅リフォーム事業の関係で、町長、個人住宅には対応させないというふうなお答えをいただいたんですが、実はですね、全国建設労働組合総連合というところがあるんですが、今年の5月の時点で6県、愛媛県の県ですね、6県556市区町村、合計で562の自治体ですすでにこの制度は実施しているそうです。第1回目に調査した時、これは2004年の12月だそうですが、その当時に87の自治体を実施していたということで、この10年近くでそうとう増えてると。どこでもやっぱりやって、よかったなという声がたくさん出てるといふのを聞いております。先ほど愛南の数字も言いましたが、手元には宇和島市や四国中央市、西予市のデータもあるんですが、どこもやはり、補助した額の十数倍ぐらいの工事实績になってるといふふうなことで、これはもう一度考えていただければなというふうに思います。それからもう1つは、実は国でもですね、2013年度の補正と、それから14年度の予算、合わせて50億6,900万円の補助をしようということで、準備をしているというふうな報道もありました。やや、今多くのところでやってる制度に比べると、もう少しハードルが高いというふうなことのようなんですけども、国自身もですね、こういう制度をもう採用してやっていこうというふうなことになっていきますので、ぜひともこの砥部町でも個人のところへの補助もやりますというふうなことで、進めていただきたいと思いますと思いますが、それはいかがでしょうか、町長。国の動きはご存じだと思いますが。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの佐々木議員さんのご質問でございますけれども、国が50億を予算化したというふうに今お伺いしましたけれども、個人の住宅リフォームに国が補助金を出すかどうか、私もそのところにまだ、その内容を検証しておりませんので、答えようがございませんけれども、例えば砥部町で皆様が個人的に住宅リフォームする折に、町がそこに補助を出すということに関して、議員の皆様方が予算もこれからも協議の中でそれを認めていただけるかどうかという問題もございますので、この、私どもが先ほど答えたように、個人の住宅にリフォームに補助金を出すかどうかという問題になるかと思っておりますので、国の50億ということにつきましては、私も勉強不足でございますが、十分その内容は検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 松山市も実はこの新年度から3億円補助が出るというふうに聞いております。そういう制度を導入するというので、提案をされてるようでございます。これは近隣のところでは、と言いますか、単独で3億というのはさうとう大きな数字だというふうに聞いておりますが、そういうふうに段々と進んできておりますので、やはり、この議会でもですね、色々他の議員の皆様とも議論はしたいと思えますけれども、段々とそういうふうな方向にもなってきているというふうなことを、ご承知おき頂いて、今後ぜひともそういう形でやっていけるように、ご努力を願えればと思います。以上で私の質問終わります。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君の質問を終わります。次に、3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。まず質問事項第1として、消防団の処遇改善について質問させていただきます。近年局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が緊急の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団は消防署とともに、火災や災害への対応などを行う防災組織法に基づいた組織で、全ての自治体に設置されております。団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当が支給されています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆け付け、対応に当たる地域防災の要であります。特に東日本大震災では、団員自らが被災者であるにも関わらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮しました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命懸けの職務であることが全国的に知られました。しかし、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、その背景には、高齢化に加えて、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆け付けにくい事情も団員減の要因とされております。こうした事態を受け、昨年12月の臨時国会で、消防団を支援する地域防災力充実強化法、消防団支援法が成立、施行されました。そこでお尋ねします。26年度施政方針重点施策の中の防災対策にも記載されている、地域の防災向上のためにも、消防団の処遇改善や装備品、訓練の充実に関して、町長のお考えをお聞かせ下さい。

続きまして、質問事項第2といたしまして、小中学生のネット依存についてご質問させていただきます。厚生労働省は、中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に2012年10月から2013年3月に実施し、中学生約4万人、高校生約6万人から回答を得、2013年8月に調査結果を発表しました。調査では問題や不安から逃げるためにネットを使うなどのネット関連の8問に回答した中高生の内、依存の疑いが強いと分類された中高生は8%になり、全国の中高生数で計算すると約52万人と推計しています。男女別では、女子10%、男子6%で、女子が高い理由は、チャットやメールを多く使うためとしています。また、最近では小学生にもネット依存の増加が見られ、深刻な問題となっているようです。日常生活や健康への影響は、睡眠の質が悪い、午前中に調子が悪いな

ど、依存のない人の3倍近くとなっているようです。ネット依存の問題点は、昼夜逆転による不登校、成績低下、引きこもりばかりではなく、睡眠障害やうつ症状になるなど、精神面でのトラブルも引き起こすほか、視力の低下や長時間動かないことで、10代でも筋力低下や骨粗しょう症といった身体症状の悪化を招く恐れもあります。これも26年度施政方針の教育重点施策にも町づくりは人づくりからとあります。そこで、人づくりの観点から子どもたちを過度なネット使用の危険性から守るべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、消防団の処遇改善についてのご質問ですが、昨年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、施行されたことを受け、団員の安全確保のための装備、救助活動用資機材、情報通信機器など、消防団の装備を充実することを目的に、消防団の装備の基準が本年2月7日に改正をされました。地域防災力の要である消防団員の装備は、この新基準に適合するよう、計画的に施設、資機材などの整備を進めるとともに、消防団員の処遇につきましても団員から要望等を伺いながら検討してまいりたいと考えています。また、消防団員の訓練につきましては、水防工法、ポンプ操法、中継送水、規律、応急手当などの訓練を実施し、今後も技術向上に努めてまいりたいと思います。

続きまして、小中学生のネット依存につきましては、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えします。小中学生のネット依存についてのご質問ですが、小中高生を取り巻くインターネットの環境は、パソコンのみならずスマートフォン、携帯ゲーム機の普及により、日々身近なものとなっております。2月に県内の公立小学校5、6年生及び中学生を対象に実施したインターネット等に関する調査では、本町の児童生徒のインターネットを利用できる機器の所有率は、小学5、6年生で85%、中学生で92%となっております。そのうち、1日3時間以上インターネットを利用すると回答した児童生徒の割合は、それぞれ12%、中学校が19%ということでした。あらゆる分野で情報化が進展する中、情報活用能力を育成する教育の推進に取り組んでいますが、このご指摘のネット依存をはじめ、インターネット上での誹謗中傷、いじめ、個人情報の流出や有害情報など近年特に社会問題化しているところであり、そのため、小中学校からいわゆる情報モラル教育が非常に重要であると認識しております。学校では、児童生徒に対し、授業や全体集会、また警察官を講師に招いての学習会などにより、事例に基づいたインターネット利用上のトラブルや危険性について指導するとともに、アンケートなどによる実態調査に努め、利用時間の指導や情報モラルの徹底に取り組んでおります。また、インターネットの過度な利用に

よる日中の居眠りや遅刻など、児童生徒の小さな変化を見逃すことなく、早期発見、早期対応に努めています。さらに、ネット依存や利用上のトラブルの多くが学校外で起こり得ることから、保護者に対して、学校だよりなどによる情報提供、講習会の開催などを通して、その危険性と家庭のルール作りの重要性を啓発しております。情報化の進展により、従来の対面型のコミュニケーションに加えて、新しいコミュニケーション能力の育成が子どもたちに必要であることは言うまでもありません。学校と家庭が共通認識のもとに、一体となってインターネット利用の危険から子どもを守るとともに、情報化社会における豊かな心、生きる力を育む学校教育に努めてまいりたいと思っております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 先ほどの消防団支援法につきまして、いくつかポイントがあるんですけども、読まさせていただきます。5つのポイントとして、消防車の整備、各種訓練の実施で地域防災リーダーを育成、消防防災施設整備費補助金の対象に活動拠点施設を追加、消防団整備の地方交付税の大幅増額、消防団車両と拠点施設の機能強化の地方財政の設置の継続ということがあります。また今回の特徴といたしましては、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報奨金は、前段階で一律5万円を上乗せするほか、報酬、手当の引き上げについても、各自治体に条例の改正を強く求めているのが特徴だそうです。また更に自治体職員の入団はこれまで自治体の裁量に委ねられてきたそうですが、職務に支障のない限り認めるように義務付けられたそうですが、この件について町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほどいくつか述べられましたけれども、地域防災リーダーにつきましては、すでに要請をしておるところでございます。交付税の増額でございますとか、補助金でございますとか、そういったことにつきましては、国が消防団員の必要性、またこの重要性を認識して充実をさせていこうということでございますので、これは我々としてもありがたい方策だというふうに考えておりますので、そういったことにつきましては、十分認識をして、また交付税等の増額についても期待をして、それに見合う消防団員に対する手当はしていかなければならないというふうに考えております。また、退職金につきましてもそのとおりでございますので、今後消防団の育成、また充実強化につきましては、国もこういう形で充実をさせていっておりますので、それに見合ったことを自治体としても行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（面岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） もう1点だけ質問させていただきます。全国の自治体では団員数の減少に歯止めをかけるために、高校生の1日入団や、団員OBに再入団

を促すなどの事例も見られるそうですが、砥部町としてはそういうことをされるかどうか、町長、お答え願えますか。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをいたしますけれども、砥部町につきましては、今国で心配しておるような消防団員が減少しておるといふようなことはございません。皆様方のご協力によりまして、消防団員は確保しておるといふようなことをございまして、1日入団、議員の皆様方もほとんどの方が消防経験者だと思っておりますけれども、もしそういったことだったら、ぜひ1日入団もして、経験を積んでいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（面岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 最後にネット依存のことをもう一度だけ質問させていただきます。現在ではネット依存症は病気とは定まっておらず、2015年に世界保健機構、WHOなんですけれども、それで改正され、その中にネット依存症は盛り込まれるそうですが、診断基準も定まったものがないというのが今の現状だそうです。わが国では2011年4月に国立病院の久里浜医療センターが専門外来を開設して以来、現在までに診療したのは約160人で、この内半数が中高生だったそうです。ネット依存症の対処としては、福岡市のNPO法人のこどもメディアが、対処の1つとして子どもたちを12時間にわたってネット切りされた状態で集団生活を送るレスキューキャンプを行っているそうです。そこで教育長にお尋ねします。再度お答えしていただきましたが、もう一度、お尋ねいたします。徹底した、保護者や教師を啓発し、子どもたちのネット依存の怖さを認識させる必要が必ずあると思いますけど、もう一度だけお答えください。

○議長（面岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員さんのご質問にお答えしたいと思います。ネット依存症につきましては、これから青少年の教育については大変心配される教育ではないかと思っております。特に安易に、簡単に相手の見えない人との会話のコミュニケーションのやりとりとか、そういう情報機器が発達する、また大きく進展することにもっともっとネット依存症、それに没頭する子供たちが増えてくる可能性が十分あります。本町の小中学生の状況を見ても、3時間以上ネットに1日のうち取り組んでおるといふ子どもたちが多いということ自体が大きなショックでもあります。そういった点は十分踏まえて、小学校中学校の子どもたちに教職員について指導、あるいは家庭の保護者の啓発、一緒に取り組んで子どもたちを早期発見して、子どもたちが正常な日常生活が、勉強ができるような体制を努力してまいりたいと思います。特に近年の調査でありますと、ネットによるいじめ中傷等の問題が出ておりますが、本町でもこの4、5年の調査を見ますと、その携帯コミュニケーションによるいじめが、調査によりますと4件あります。4件というのは、一昨年ですが、仲間はずれ、いじめにあった、それが携帯、あるいはスマホによる機器を使ったいじめの状況です。そこいらも、

早く見つけて対応しておりますけれども、昨年の25年度につきましては、そういう状況の発見はありませんでした。またこれから大変こういうことに対して、しっかりと注意を向けて、子どもたちを見つめて指導に取り組んでまいりたいと思います。以上で菊池議員さんのご質問にお答えしたらと思います。

○議長（面岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長、教育長、大変ありがとうございました。これからも安心安全なまちづくりということで、議会一体となって進んでまいりますので、ぜひともよろしく願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（面岡利昌） 菊池伸二君の質問を終わります。4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 4番松崎浩司でございます。議長のお許しをいただきまして、今日は2点質問させていただきます。まず1点目は少子高齢化と人口減少化を迎えた本町の今後の施策は、ということでお尋ねいたします。平成17年に砥部町と広田村が合併し、9年経過いたしました。合併当時、2万2,845人いた人口は、現在2万2千人をわずかに上回る状況となっております。昨年3月には国立社会保障人口問題研究所が公表した、2040年の将来推計人口を見ますと、本町は1万6,806人になるだろうと推計されております。改築された砥部中学校も現在579人の生徒がおりますが、現在の0歳児から4歳児まで791人です。つまり、単純に計算しますと、12、3、4年後には、460人から470、480人ぐらいの生徒数になるのではないかと予測されます。そこで、1点目に本町の人口減少化をどのように捉えておられますか。また、本町にとって適切な人口は何人ぐらいだとお考えでしょうか。2点目は、人口減少を食い止める必要があるとお考えであれば、今後どのような施策が必要とお考えでしょうか。

2点目は、災害時におけます災害物資の備蓄についてお尋ねいたします。先日山梨県や長野県を中心に、大雪による被害が発生し、自衛隊による災害物資運搬の様子がテレビなどで報道されておりました。また、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、数多くの被災者が食料、水を求めて大変な思いをされたのは記憶に新しいところです。本町におきましても、南海トラフ大地震の発生が危惧されております。大地震が発生すれば、西日本の太平洋側は壊滅状態となり、瀬戸内海に近い本町に自衛隊の救援はなかなか望めないのではないかと考えます。橋が倒壊したり、がけ崩れが発生すれば、運搬手段も断たれます。そこで農林水産省は、本年1月現在、大規模災害に備えた家庭向けの食糧備蓄ガイドを作成中との報道がありました。本町も砥部町地域防災計画を策定しておりますが、家庭内備蓄に関しては特に記述がございません。また、アレルギー体質の方にはとりわけ切実な問題がございます。今後そういった問題を、砥部町地域総合計画の中で、どのように位置づけていくのか、ご所見をお伺いいたします。以上2点です。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。



○町長（佐川秀紀） 松崎議員のご質問にお答えします。はじめに、少子高齢化と人口減少化を迎えた本町の今後の施策についてのご質問ですが、国勢調査の結果をもとに人口の推移を見ますと、本町の人口は平成17年が22,424人、平成22年が21,981人で、平成17年から22年にかけての5年間で443人減少し、減少率は約2%となっています。なお愛媛県全体では、5年間で、3万6千人減少し、減少率は2.5%となっています。松山市を除き、全ての市町で減少しており、砥部町は県内9町の中では松前町の次に人口減少率の低い町となっています。また全国では、人口が増えたのは大都市圏と沖縄県の9都府県のみで、北海道と37の県は人口減少となっています。このような状況ですので、砥部町は比較的人口減少が少ないと考えています。町の適正人口につきましては、面積を基準に考えるのか、税金など財政面を基準に考えたらよいのか、具体的に数値を出すことは極めて難しいと思います。しかし、町では様々な計画に沿って施設の整備などを行っておりますので、逆の見方かもしれませんが、これら計画に用いた人口が現時点での適正人口と言うこともできると思います。飲料水の供給やインフラの状況から判断しますと、2万人を少し超えたあたりが適正な人口と考えています。続いて、減少を食い止める施策についてですが、人口減少は平成20年頃から国全体の流れとなっており、ほとんどの市町村で深刻な問題と捉え、できる限り減少幅を抑えたいと考えているのではないかと思います。そして、本町でも同様に考えています。人口減少の要因としましては、少子化や転出者の増加などが考えられます。子どもを産み育てやすい環境や、子どもからお年寄りまで誰もが住みやすい環境を提供し、定住者を増やすことが、長い目で見ると、人口減少を食い止める手段になると思います。このことから、平成26年度には、子どもの医療費の無料化を拡充し負担軽減を図るなど、子育て世代を支援してまいります。また、子ども子育て支援事業計画や、高齢者福祉計画、障害者計画などを策定しますので、それらを基本に誰もが住みやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、災害時における災害物資の備蓄についてのご質問ですが、現在の砥部町地域防災計画では、平常時の住民の果たすべき役割として、食料について最低7日分、うち3日分は非常用持出し分の備蓄を行うよう記載しており、各地区等で開催している防災講習会などで家庭内備蓄を呼びかけています。また、農林水産省の家庭内備蓄食料ガイドラインでは、アルファ米や缶詰などの長期保存用食品と米や乾麺、レトルト食品などを組み合わせて1週間分を備蓄することが示されていますので、広報紙や防災講習会などで住民に対し、周知を図ってまいりたいと考えています。続いて、アレルギー体質の方への対応ですが、本町の備蓄食料品としましては、アレルギー症状を引き起こしやすいとされているえび、かに、卵、ミルク、小麦、そば、落花生の特定原材料7品目を使用していない食料品を300食分備蓄しており、今後も可能な限りアレルゲンフリー食品を増やしてまいりたいと考えています。また、自分の身は自分が守るという自助を推進し、アレ

ルギー体質の方がおられる家庭においても、アレルギーフリー食品を備蓄していただくよう、広報紙などで周知を図ってまいりたいと考えています。以上で、松崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 1点目の少子高齢化と人口減少化を迎えたこの質問につきまして、私も、今町長も2万人を超えるぐらいの人数が適正規模であろうというような答弁をいただきました。私もやはり、今の道路整備、また文化会館はじめ、中央公民館、この役場の機能を考えますと、現状の数が一番適切だろうと、私はそのように理解しております。そういう点で、町長と意見が共有できてるといふように理解しております。これに関しましてはもう、私の思いを述べさせていただきますが、現在巷間言われますのに、現役世代3人4人に対して、年金受給者が1人ぐらいの割合だろうと、これは数はたとえでございますけれども、これが将来15年、20年30年経ちますと、現役世代1人が年金受給者3人4人の割合になるという現状を踏まえますと、人口減が進んでも、少子高齢化が進んでも、住みよい街づくりに取り組んでいけばいいんだというようなこともちよくちよく聞くことあるんですけども、非常に失礼な言い方、絵空事だと私は思っております。やはり、ピラミッド型、あるいは円柱型といった人口年齢別の構成の町になるような施策も今後続けて取っていただくように要望いたします。また2点目におきましては、私も砥部町地域防災計画を読んできたんですけど、13節に緊急物資の確保供給という欄を何回も読んだんですけども、家庭内備蓄に関しての記述があったということで、これは失礼いたしました。そこで、家庭内備蓄というふうに町長も言われたんですけども、備蓄にはたとえば、砥部町の場合考えますと、砥部地区、この役場を中心とした砥部地区、そして広田地区、2つあります。その2ヶ所にそういう食料とか水を確保するのも1つの方法だと思いますし、また、各集会所単位で備蓄をするのも1つの考えだと思います。この2つの場合は当然町の補助金というのが投入される、税金そのまま投入されるということになると思いますが、各世帯になりますと、補助金というのは多分つかないんだろうと思います。そのところ、町長、どのような、家庭内備蓄に限らず、どのような、備蓄場所の点で言えば、どういうふうにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 松崎浩司議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先ほども述べさせていただきましたように、町が備蓄をしておるのは300食というふうなことでございまして、住民の皆様方全部の備蓄をしておるわけではございません。また集会所とか避難所の問題もございまして、やはり私が考えますのは、まず災害はやはり自助、次は共助ということで、最後が公助ということになるかと思っておりますけれども、やはり各家庭で備蓄をしていただく、これが大事なことはないかなというふうに思っております。先般の雪の災害も先日

テレビに出ておりましたけれども、孤立した方が水を備蓄しておったというふうなことで、やはり日頃の備えが十分災害に生きておったというふうにもしました。こういったことがありますので、私どもも各世帯が備蓄をしていただくというふうなことが一番必要だなというふうに思っております。それが3日でもいいのか1週間いるのかというのはまた議論のところでございますけれども、今、防災計画もこれから見直していかないかと思っておりますけれども、砥部町で1週間孤立するという事はまず考えられないというふうにも思っておりますので、1週間以内の備蓄はしていただければいいかなというふうに思っております。そういった皆様方が自助で備蓄をしていただくというふうなことに住民の皆様方と話し合いを持ちながら、今後もそういったところで推進をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（面岡利昌） 松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 町長は、まずは家庭内備蓄だというふうにご答弁いただきました。昨年暮れに愛媛新聞に掲載されておりました、ご存知かと思っておりますけれども、砥部町の場合は、1週間後の避難者が4,379人と。1か月後は、4,085人というふうなデータが出ております。これに先ほど町長お答えになりました、内子町あたりからの避難されてくる方の数も含めると、膨大な数になるだろうと。また、まだ若い方は結構なんですけれども、高齢者になればなるほど、水や食料の備蓄という、また運搬ということも考えますと、大変難しくなるだろうと思えます。そこで、まずは自助、家庭内備蓄を最優先というのは私も理解しますが、やはり各集会所単位での備蓄といったものも今後ご検討いただけたらと思えます。これは答弁いりません。これは私の思いでございますので。今後、いずれにしましても、人口減少化と少子高齢化の食い止め、そして災害時におきまして、災害が発生したとしても、1人でも多くの皆さん方が二次災害三次災害に遭わないような町づくりに努力していただくように要望申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（面岡利昌） 松崎浩司君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時40分 散会

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-------|------|-------|--------|-------|--------|-------|--|--|
| 招集年月日                                                                | 平成 26 年 3 月 19 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 招集場所                                                                 | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 開 会                                                                  | 平成 26 年 3 月 19 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 出席議員                                                                 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 小西昌博</td> <td style="width: 33%;">2 番 古川孝之</td> <td style="width: 33%;">3 番 菊池伸二</td> </tr> <tr> <td>4 番 松崎浩司</td> <td>5 番 佐々木隆雄</td> <td>6 番 森永茂男</td> </tr> <tr> <td>7 番 西岡利昌</td> <td>8 番 大平弘子</td> <td>9 番 政岡洋三郎</td> </tr> <tr> <td>10 番 山口元之</td> <td>11 番 西村良彰</td> <td>12 番 井上洋一</td> </tr> <tr> <td>13 番 土居英昭</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                   |           |       | 1 番 小西昌博 | 2 番 古川孝之 | 3 番 菊池伸二 | 4 番 松崎浩司 | 5 番 佐々木隆雄 | 6 番 森永茂男 | 7 番 西岡利昌 | 8 番 大平弘子 | 9 番 政岡洋三郎 | 10 番 山口元之 | 11 番 西村良彰 | 12 番 井上洋一 | 13 番 土居英昭 | 14 番 中島博志 | 15 番 平岡文男 | 16 番 三谷喜好 |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 1 番 小西昌博                                                             | 2 番 古川孝之                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3 番 菊池伸二  |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 4 番 松崎浩司                                                             | 5 番 佐々木隆雄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 6 番 森永茂男  |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 7 番 西岡利昌                                                             | 8 番 大平弘子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 9 番 政岡洋三郎 |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 10 番 山口元之                                                            | 11 番 西村良彰                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 12 番 井上洋一 |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 13 番 土居英昭                                                            | 14 番 中島博志                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 15 番 平岡文男 |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 16 番 三谷喜好                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">町 長</td> <td style="width: 25%;">佐川 秀紀</td> <td style="width: 25%;">副町長</td> <td style="width: 25%;">上田 文雄</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>武智 省三</td> <td>総務課長</td> <td>原田 公夫</td> </tr> <tr> <td>広田支所長</td> <td>佐伯 修二</td> <td>企画財政課長</td> <td>松下 行吉</td> </tr> <tr> <td>戸籍税務課長</td> <td>門田 伸介</td> <td>会計管理者</td> <td>日浦 昭二</td> </tr> <tr> <td>介護福祉課長</td> <td>重松 邦和</td> <td>保険健康課長</td> <td>大野 哲郎</td> </tr> <tr> <td>生活環境課長</td> <td>柿本 正</td> <td>産業振興課長</td> <td>萬代 喜正</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> <td>白形 敏明</td> <td>学校教育課長</td> <td>坪内 孝志</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>西松 伸一</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> |           |       | 町 長      | 佐川 秀紀    | 副町長      | 上田 文雄    | 教育長       | 武智 省三    | 総務課長     | 原田 公夫    | 広田支所長     | 佐伯 修二     | 企画財政課長    | 松下 行吉     | 戸籍税務課長    | 門田 伸介     | 会計管理者     | 日浦 昭二     | 介護福祉課長 | 重松 邦和 | 保険健康課長 | 大野 哲郎 | 生活環境課長 | 柿本 正 | 産業振興課長 | 萬代 喜正 | 建設課長 | 白形 敏明 | 学校教育課長 | 坪内 孝志 | 社会教育課長 | 西松 伸一 |  |  |
| 町 長                                                                  | 佐川 秀紀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 副町長       | 上田 文雄 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 教育長                                                                  | 武智 省三                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 総務課長      | 原田 公夫 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 広田支所長                                                                | 佐伯 修二                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 企画財政課長    | 松下 行吉 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 戸籍税務課長                                                               | 門田 伸介                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 会計管理者     | 日浦 昭二 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 介護福祉課長                                                               | 重松 邦和                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 保険健康課長    | 大野 哲郎 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 生活環境課長                                                               | 柿本 正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 産業振興課長    | 萬代 喜正 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 建設課長                                                                 | 白形 敏明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 学校教育課長    | 坪内 孝志 |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 社会教育課長                                                               | 西松 伸一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務局長</td> <td style="width: 25%;">丸本 正和</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>庶務係長</td> <td>善家 孝介</td> <td></td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |       | 議会事務局長   | 丸本 正和    |          | 庶務係長     | 善家 孝介     |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 議会事務局長                                                               | 丸本 正和                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 庶務係長                                                                 | 善家 孝介                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |
| 傍聴者                                                                  | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |       |          |          |          |          |           |          |          |          |           |           |           |           |           |           |           |           |        |       |        |       |        |      |        |       |      |       |        |       |        |       |  |  |

平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 1 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第 3 議案第 3 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 4 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 10 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 11 号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 12 号 砥部町梅野奨学基金条例の廃止について

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 砥部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正  
について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計補正  
予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計補正  
予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 26 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 26 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 26 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

- 日程第 28 議案第 28 号 平成 26 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 32 平成 25 年請願第 1 号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を  
求める意見書」採択についての請願
- 日程第 33 平成 25 年請願第 2 号 T P P 交渉からの撤退を求める請願書
- 日程第 34 請願第 1 号 国にたいして、100 パーセント安全が保証されない  
かぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議を  
すること
- 日程第 35 請願第 2 号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を  
求める請願
- 日程第 36 請願第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める  
意見書」の採択を求める請願
- 日程第 37 請願第 4 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの  
体制・機能の充実を求める請願書
- 日程第 38 請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願書
- 日程第 39 陳情第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に  
関する陳情書
- 日程第 40 議員派遣
- 追加日程第 1 発議第 1 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第 2 発議第 2 号 砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正  
について

追加日程第3 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を  
求める意見書提出について

・閉 会



平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会  
平成 26 年 3 月 19 日（水）  
午前 9 時 30 分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 1 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） ただ今から、本日の会議を開きます。日程第 1 議案第 1 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。8 番大平弘子君。失礼しました。総務常任委員長さん。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました議案第 1 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 1 号砥部町過疎地域自立促進計画の変更については、広田地域において、過疎対策事業債を充当する事業として、町道町裏線道路改良工事、国保診療所の患者輸送車、骨密度測定装置、デンタルレントゲンシステムの整備、及びひろた町民グラウンド改修工事を実施するにあたり、過疎地域自立促進計画を変更するもので、所要の事業計画が追加記載されています。この計画は平成 27 年度までとなっていますが、過疎地域自立促進特別措置法が平成 32 年度まで延長されており、平成 27 年度には新しい計画を策定する予定とのことでした。その内容は適正と認められ、よって議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 平成25年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第2議案第2号平成25年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(政岡洋三郎) 産業建設常任委員会に付託されました議案第2号平成25年度砥部町水道事業会計資本剰余金の処分について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第2号については、補助金等をもって取得した資産の撤去により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金で補填するため、資本剰余金1,184万7,284円を処分するものです。なお、撤去する資産は、県団地など6か所の古い配水管と量水器であります。その内容は適正と認められ、よって議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 砥部町道路線の認定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第3議案第3号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(政岡洋三郎) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第3号砥部町道路線の認定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号については、起点の川井856番1地先から、終点の川井72番1地先まで、総延長150mの道路を頭の向上原町線として町道認定するもので、幅員は8mから2m、面積は約380㎡であります。町道として幅員を4mまで拡幅するとのこ

とです。認定は適正と認められ、よって議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第4号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第4議案第4号砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、現在厚生労働省令で一律に定めている指定介護予防支援等の事業の人員、運営、支援方法等に関する基準について、条例で定めることとされたため制定するもので、第1章総則で条例の趣旨、第2章で指定介護予防支援の事業の基本方針、第3章で同事業の人員に関する基準、第4章で同事業の運営に関する基準、第5章で介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第6章で基準該当介護予防支援の事業に関する基準を定めています。また、附則において、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行い、同条

例において引用する基準等を改めています。なおこの条例は、平成26年4月1日から施行することとしています。この条例で定める基準は、従来の基準と全く同じであるとのこと。その内容は適正と認められ、よって議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し
必要な事項を定める条例の制定について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第5議案第5号砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第5号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号砥部町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定については、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、現在厚生労働省令で一律に定めている指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な基準について、条例で定めることとされたため制定するもので、第1条で条例の趣旨、第2条で地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う特別養護老人ホームの入所定員、第3条で指定地域密着型サービス事業者等の指定を受けることができる者について定めています。なおこの条例は、平成26年4月1日から施行することとしています。委員の質疑に対し、この基準は従来と全く同じで、サービス事業に変更はないとの答弁がありました。また、委員から第6期介護保険事業計画については、ニーズを十分把握して策定するよう意見がありました。条例の内容は適正と認められ、よって議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しま

したので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第6号 砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める 条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第6議案第6号砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、現在厚生労働省令で一律に定めている地域包括支援センターの職員等に関する基準について、条例で定めることとされたため制定するもので、第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義、第3条で包括支援事業の基本方針、第4条で地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数、第5条で適切、公正かつ中立な運営の確保について定めています。なお、この条例は平成26年4月1日から施行することとしています。この条例で定める基準は、従来の基準と全く同じであるとのことです。その内容は適正と認められ、よって議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 砥部町課設置条例の一部改正について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第7議案第7号砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号砥部町課設置条例の一部改正については、平成29年開催予定の第72回国民体育大会に伴い、社会教育課国体準備係を教育委員会から町長部局へ移管し、国体推進課を新設するため改正するもので、第1条に、第9号として国体推進課を加える改正がなされています。なお、この条例は平成26年4月1日から施行することとしています。今後、準備から実行に向けて数多くの事務があり、全町的に対応していくとの説明がありました。また、委員の質疑に対し、課の新設に伴う新規の職員採用は行わず、現職員体制の中で対応する旨の答弁がありました。改正内容は適正と認められ、よって議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第8議案第8号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、住民の交通の利便性の向上等を目的に、道路運送法に基づいて、乗合旅客運送の態様及び運賃、料金並びに地域公共交通体系全般について協議することを担任する砥部町地域公共交通会議を設置するため、別表に町長の附属機関として加えるもので、構成員の定限は15人としています。また、附則において砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、当該会議委員の報酬を日額7千円と定めています。なお、この条例は平成26年4月1日から施行することとしています。委員の質疑に対し、まず町全体の公共交通について検証し、その結果を踏まえたうえで、今後の対応を検討していく旨の答弁がありました。また、委員から交通弱者のためにも、町内の医師会を構成員に加えたらどうかとの意見がありました。改正内容は適正と認められ、よって議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第9議案第9号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、健康づくり計画及び食育推進計画の策定について必要な事項を審議することを担任する砥部町健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会を設置するため、別表に町長の附属機関として加えるもので、構成委員の定限は15人としています。また、附則において、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、当該委員会委員の報酬を日額7千円と定めています。なお、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしています。委員の質疑に対し、策定委員会は、医療機関、区長会、子育て団体、認定農業者、一般公募など幅広いメンバーで構成し、年3回の開催を予定しているとの答弁がありました。よってその内容は適正と認められ、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第10号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第10議案第10号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害程度区分が、障害支援区分に改められることに伴い、2つの条例を改正するもので、第1条及び第2条において、それぞれ引用する語句を改めています。この条例は平成26年4月1日から施行することとしています。その内容は適正と認められ、よって議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（面岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第11号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（面岡利昌） 日程第11議案第11号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第11号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、国や他の地方公共団体の状況に鑑み、職員が所有する自宅に係る住居手当を廃止するため改正するもので、住居手当を規定する第8条の3について所要の改正がなされています。なおこの条例は、平成26年4

月1日から施行することとしています。その内容は適当と認められ、よって議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第12号 砥部町梅野奨学基金条例の廃止について

日程第13 議案第13号 砥部町特別会計条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第12議案第12号及び日程第13議案第13号を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第12号及び議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。まず議案第12号砥部町梅野奨学基金条例の廃止については、寄附金を原資に基金を設置し、奨学資金給付事業を実施してきましたが、今年度をもって給付事業を終了することに伴い基金条例を廃止するもので、平成26年4月1日から施行することとしています。昭和42年度から今年度まで、主に高校生を対象として181人に給付を行ってきており、基金残約28万円は、一般会計へ繰り入れるとのこと。次に、議案第13号砥部町特別会計条例の一部改正については、議案第12号と同様の理由により、第1条第8号砥部町梅野奨学資金特別会計を削るもので、平成26年4月1日から施行することとしています。いずれの条例もその内容は適正と認められ、よって議案第12号及び議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。梅野武之助氏並びに御親族の方々の御厚志に心から感謝を申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第12号砥部町梅野奨学基金条例の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号砥部町特別会計条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第14 議案第14号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)**

○議長（西岡利昌） 日程第14議案第14号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第14号砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険財政運営安定化のため、保険税率の改正を行うもので、賦課方式を従来の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4方式から、資産割を廃止し、所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式としています。基礎課税額、いわゆる医療分については、所得割を5.8%から7.2%に、均等割を1,800円から24,700円に引き上げ、平等割は据え置いています。後期高齢者支援金課税額については、所得割を2.0%から3.1%に、均等割を5,500円から9,900円に、平等割を6,500円から7,800円に引き上げ、特定世帯についても所要の引上げを行っています。介護納付金課税額については、所得割を1.2%から3.3%に、均等割を8,600円から11,800円に、平等割を5,400円から6,500円に引き上げています。また7割、5割、2割軽減額について、所要の

改正を行っています。なおこの条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、改正後の条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしています。この平成 19 年以來の保険税率改正は、大幅な引き上げとなっています。委員からの今後の税率引き上げの見通しに関する質疑に対し、今後も引き上げなければ赤字となるとの答弁がありました。その他、所得別税額の試算や一般会計からの繰入などについて質疑がありました。また、本来税の引き上げはゆるやかであるべきとの意見、議会としても責任があるとの意見、被保険者に理解が得られるよう丁寧に説明をすべきとの意見などがあり、理事者からは、もっと早く対応すべきであったと反省しており、今後色々な意見を聞きながら、理解が得られるように対応していきたいとの説明がありました。議案第 14 号は、国保財政の現状に鑑み、今後の国保運営のためには認めざるを得ないものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 一部訂正をお願いします。医療分について、均等割を 1,800 円と言われましたが、18,000 円というふうに訂正をお願いいたします。

○総務常任委員長（大平弘子） はい、すみません。均等割 18,000 円です。訂正し直します。均等割を 1,800 円と言いましたが、18,000 円から 24,700 円に引き上げる、と訂正いたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 議案第 15 号 砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 15 議案第 15 号砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 15 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 15 号砥部町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部改正については、医療費助成の対象を小学生の通院及び中学生の入院まで拡充するために改正するもので、条例の題名を砥部町子ども医療費助成条例に改め、第 1 条の目的、第 2 条の定義、第 4 条の助成、第 5 条の助成制限、第 6 条の助成の方法の各規定について、それぞれ所要の改正がなされています。なお、これまで償還払いであった小学生の入院とこの度拡充する小学生の通院、中学生の入院について、窓口負担をなくすための受給者証発行の準備や町及び国保連合会のシステム改修に時間を要するため、この条例は平成 26 年 8 月 1 日から施行することとしているとのことです。その内容は適正と認められ、よって議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（面岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 16 議案第 16 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（面岡利昌） 日程第 16 議案第 16 号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 16 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 16 号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正については、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率改定に伴い、貸付期間が 1 か月未満である場合の道路占用料に係る消費税について規定している第 2 条第 2 項の条文を改めています。また、道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業がなくなったため、第 2 条第 3 項第 1 号中の国からの道路占用料の減免に係る規定を削るととも

に、第4条第1項の条文を改めています。改正前の規定により、国の事業で道路占用料を徴収することができるものは、国有林野事業に限られていました。なおこの条例は、平成26年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第17 議案第17号 平成25年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第18 議案第18号 平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第19号 平成25年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第20号 平成25年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第21号 平成25年度砥部町水道事業会計補正予算（第4号）
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 再会します。日程第17議案第17号から日程第21議案第21号までの平成25年度補正予算5件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第17号平成25年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会所管の主なものは、林業費

で、県営治山事業の増加に伴い、県森林土木協会負担金を49万6千円増額しています。また、県が実施する広域林道万年鶴崎線整備事業負担金を480万円増額しています。この事業全体の受益面積は、約510haとのことです。土木費では、県道の事業費増額により、県営事業費負担金を366万3千円増額、えひめ国体に向けた県総合運動公園整備事業の町負担金を310万2千円増額しています。また、国庫補助金交付予定額の減少に伴い、公共下水道事業会計出資金を800万円減額しています。繰越明許費では、水道事業会計出資金2,590万円、国道33号砥部焼モニュメント設置事業673万円、町道原町高尾田線舗装補修工事負担金500万円を計上しています。次に、議案第20号平成25年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号は、資本的収入及び支出の補正で、収入は企業債を4,000万円、国庫補助金を2,560万円、一般会計出資金を800万円減額し、受益者負担金を460万円増額しており、6,900万円の減額となっています。一方、支出は国庫補助金交付予定額の減少に伴い、施設建設改良費を6,900万円減額しています。また、借入利率見直しに伴い、企業債元金償還金を55万6千円増額しています。収入額が支出額に対し不足する額は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。また、企業債の限度額を4,000万円減額しています。次に、議案第21号平成25年度砥部町水道事業会計補正予算第4号は、収益的収入で、一般会計からの消火栓修繕負担金を49万4千円増額し、収益的支出で、固定資産除去費を782万円増額しています。資本的収入では、消火栓の新設改良に対する一般会計負担金を879万円増額しています。また、この収入の増額に伴い、収入額が支出額に対し不足する額を879万円減額し、不足する額を補填する過年度分損益勘定留保資金を879万円減額しています。以上、議案第17号、第20号、第21号の3議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第17号平成25年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち当委員会所管の主なものは、民生費、社会福祉関係で、消費税引き上げに伴う低所得者の負担緩和措置として、26年度に臨時福祉給付金が支給されるため、チラシ作成などの準備経費62万9千円を増額しています。医療費関係では、国保一般被保険者療養給付費の増額や国保事業報告システムの更新等に伴い、国保事業特別会計保険事業勘定への繰出金を3,120万8千円増額しています。介護保険関係で、消費税率改定に伴う介護保険システム改修のため、介護保険事業特別会計の保険事業勘定への繰出金を25万円増額しています。児童福祉費関係で、広域保育の増加による委託料を214万4千円増額しています。災害援助費関係では、火災に係る災害見舞金を8万円増額しています。保健衛生費関係では、平成24年度感染症予防事業費の確定により、国

庫補助金の返還金 57 万 2 千円を増額しています。諸支出金では、福祉基金の積立金を 2 万 3 千円、坂村真民記念基金の積立金を 66 万円増額しています。その他、保育所臨時雇賃金や陶街道ゆとり公園体育館改修工事費などの不用額の整理や財源組替などを行なっています。また、繰越明許費では、臨時福祉給付金支給事業 33 万 9 千円、子ども子育て支援事業計画策定事業 358 万 6 千円、坂村真民記念館駐車場用地購入 1,108 万円を計上しています。次に、議案第 18 号平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号は、事業勘定に係る 3,663 万 1 千円の増額補正で、前期高齢者の医療費負担の特例措置の継続に伴うシステム改修などの経費 63 万 3 千円、端末の基本ソフトの変更に伴う国保事業報告システム更新経費 99 万 8 千円を増額しています。また、一般被保険者療養給付費の不足額 3,500 万円を増額しています。財源は、国庫補助金 42 万 3 千円、前期高齢者交付金 500 万円、一般会計繰入金 3,120 万 8 千円を充てています。次に、議案第 19 号平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、保険事業勘定に係る 99 万 8 千円の増額補正で、消費税率改定に伴う介護システムの改修費用を計上しています。財源は国庫補助金 49 万 9 千円、県補助金 24 万 9 千円、一般会計繰入金 25 万円を充てています。以上、議案第 17 号、第 18 号、第 19 号の 3 議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 17 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の主なものは、総務費で、26 年度から、東日本大震災被災地へ職員を 1 年間派遣するための準備費用として、旅費を 32 万 2 千円増額しています。消防費では、消火栓修理、改修などに伴う水道負担金 928 万 4 千円を増額しています。諸支出金では、財政調整基金の積立金を 2 億円、公共施設更新準備基金の積立金を 1,774 万 4 千円増額しています。その他、電算システム運用管理費や伊予消防等事務組合負担金などの不用額の整理や財源組替などを行なっています。歳入については、1 億 2,149 万 4 千円の増額で、主なものは、地方特例交付金 154 万 6 千円、地方交付税 1 億 3,400 万 8 千円、繰越金 7,906 万 9 千円などを増額し、国庫支出金 214 万 6 千円、繰入金 2,001 万 9 千円、町債 6,870 万円などを減額しています。その他、繰越明許費では、交通安全施設設置事業 315 万 1 千円を計上し、地方債補正では、砥部消防署整備事業費の減額により、合併特例債の限度額を 6,870 万円減額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。議案第17号平成25年度砥部町一般会計補正予算第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号平成25年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号平成25年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成25年度砥部町水道事業会計補正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 28 議案第 22 号 平成 26 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 24 号 平成 26 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第 25 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 26 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 33 議案第 27 号 平成 26 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 34 議案第 28 号 平成 26 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 35 議案第 29 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 36 議案第 30 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 37 議案第 31 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計予算

（予算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（面岡利昌） 日程第 22 議案第 22 号から日程第 31 議案第 31 号までの平成 26 年度当初予算 10 件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。西村予算特別委員長。

○予算特別委員長（西村良彰） 予算特別委員会に付託されました、議案第 22 号から議案第 31 号までの平成 26 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 10 日、12 日、13 日、14 日の 4 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、本特別委員会を開催しました。審査にあたっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 22 号から議案第 31 号までの 26 年度の各会計の当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑、意見等について、十分に意を用いられ、今後の予算執行や町政運営に当たられるよう申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） お諮りします。本案については、質疑及び討論を省略して、採決は 1 件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（面岡利昌） 異議なしと認めます。よって、本案は質疑及び討論は省略して、採決は 1 件ずつ行うことに決定しました。

議案第 22 号平成 26 年度砥部町一般会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 23 号平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 24 号平成 26 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 25 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 26 号平成 26 年度砥部町とべの館特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 27 号平成 26 年度砥部町とべ温泉特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 28 号平成 26 年度砥部町農業集落排水特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 28 号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 30 号平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 31 号平成 26 年度砥部町水道事業会計予算の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 32 平成 25 年請願第 1 号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求め
る意見書」採択についての請願

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（面岡利昌） 日程第 32 平成 25 年請願第 1 号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託され、継続審査となっておりました平成 25 年請願第 1 号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、政府は、全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるように努めることを求める意見書を、政府並びに関係機関へ提出することですが、採決の結果、平成 25 年請願第 1 号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（面岡利昌） 討論なしと認めます。これから平成 25 年請願第 1 号の採決を行います。平成 25 年請願第 1 号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、平成 25 年請願第 1 号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

**日程第 33 平成 25 年請願第 2 号 T P P 交渉からの撤退を求める請願書  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)**

○議長（面岡利昌） 日程第 33 平成 25 年請願第 2 号 T P P 交渉からの撤退を求める請願書についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっていました、平成 25 年請願第 2 号 T P P 交渉からの撤退を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、T P P 交渉の内容を公表すること及び政府は T P P 交渉から撤退することを求める意見書を、政府へ提出することですが、協議において、自由化は進めるべきであり、撤退することには反対であるとの意見や、既に交渉に入っており、撤退は難しいが、交渉内容は公表すべきであり、一部採択の方法もあるとの意見などがあり、採決の結果、平成 25 年請願第 2 号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。5 番佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） 私は反対の立場で討論したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（面岡利昌） はい。

○5 番（佐々木隆雄） 私は、先ほどの委員会の不採択に対して、反対の立場から討論をしたいと思えます。ご存じのように T P P 交渉は 2 月の閣僚会合で大筋合意に至りませんでした。次回の予定も決められていません。少なくとも、11 月のアメリカの中間選挙が終わるまでは進まない、というふうに言われておる方もありますし、片方では 4 月下旬にオバマ大統領が訪日するんだけど、それに合

わせて交渉が山場を迎えてくるんじゃないかというふうなことも言われております。アメリカでは、業界の付き合いが非常に厳しく、政府は自動車、砂糖、乳製品について、自国の関税の撤廃や削減を認めることはできません。米国企業に対する一切の不利益と、差別を排除する、そういうことを至上命令として各国の制度の廃止や、改変をこの間も迫ってきております。国営企業の存在を事実上認めない、特許を強化して安価な医薬品を製造させない、禁煙を抑制しようとするような広告には損害を賠償させる、などといった要求を一方的に押し付けてもいます。まったく妥協の余地を示さない、そういうアメリカの要求には、マレーシアやオーストラリアをはじめ、各国は国民の命や健康や暮らしにかかわる重大な問題なんで、反発もしています。また日本と米国との完全交渉では、日本の農産物の関税撤廃に応じないから、交渉がまとまらない、日本が農産物で折れさえすれば妥協する、といったような論調もあります。私が請願の紹介議員となりました請願の趣旨にもありましたように、国権の最高機関たる国会の衆参農林水産委員会決議は、農産品5品目を、農産品5品目を関税撤廃の例外とすることと併せて、食の安全基準や、表示、漁業補償、漁業の補助金を維持すること、また、I S D条項に合意しないこと、聖域が確保できない場合は交渉からの脱退も辞さないこと、さらには交渉により収集した情報は速やかに国会に報告し、国民的議論を行う、というふうなことを求めていたものです。愛媛中央農業協同組合の方からも本議会に出されました請願書にも、T P P交渉に関する請願の項目の1つにT P P交渉において、衆参農林水産委員会決議の、自民党決議案でも同じようにですね、脱退を辞さないというふうな表現もされておりましたことを確認していただきたいと思います。さて、この重要5品目を関税細目に分類した586品目についてですが、これをすべて守るとは述べていません。586品目の内、どれから譲っていくかの譲歩案は、早くから準備されておりました。関税が比較的低い、すでにほとんど輸入に頼っている品目や、逆に輸入実績が全くなく、需要がほとんどないと見込まれる品目などから順に一定程度を関税撤廃の候補に挙げている可能性は高いんじゃないかというふうに思われます。また、関税撤廃を許さないというふうにしてありますが、関税削減や輸入額の設定については、なにも述べられていない、そういうことや、取引材料引換条件がないことなどの問題もあります。日米2国間交渉の中で、軽自動車の税金の引き上げ、がん保険の取り扱い、牛海绵状脳症、いわゆるB S E、これに関する米国産牛乳の輸入条件の緩和など、守るというふうに言ってきたものがすでに、実績に譲り渡しています。それから損害を受けたと外国企業がその国を相手取って訴訟を起こすことができる、先ほど言いましたI S D条項については、日本は交渉に参加したとたんにまるでアメリカの手下になったように賛成して、むしろ他の国を責めてもいます。このような状況を考えてみますと、もうすでにT P P交渉からは撤退すべき時期ではないかというふうに私は思います。関税の聖域も崩れました。自民党決議や国会決議で守ると約束したのも、ほとんど差し出してしまっています。国会決議はそれが

確保できないと決断した場合は、脱退も辞さないものとする、先ほど言いましたように、そうしているわけです。農家や消費者の不安をごまかし、ごまかしてきて、先延ばしをしておりますが、そういうことはしないで、1日も早くTPP交渉から脱退し、中止すべきだというふうな思いでいっぱいです。そのようなことで、私は請願の不採択に反対をいたします。以上です。

○議長（西岡利昌） 6番森永茂男君。賛成の議員からの発言であります。

○6番（森永茂男） 私は賛成いたします。自由化は進めていくべきであり、今、交渉中でありますので、撤退はできませんので、不採択に賛成いたします。以上です。

○議長（西岡利昌） 他に委員長の賛成の発言はございませんか。他に討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） これで討論を終わります。よって、平成25年請願第2号は、委員長の報告のとおり不採択とする、すみません。失礼しました。訂正します。これから平成25年請願第2号の採決を行います。平成25年請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。平成25年請願第2号を採択とすることに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立少数]

○議長（西岡利昌） 起立少数です。ご着席ください。よって、平成25年請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第34 請願第1号 国にたいして、100パーセント安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすること
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第34請願第1号国にたいして、100パーセント安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすることについてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました、請願第1号国にたいして、100%安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める決議をすることについて、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、100%安全が保証されないかぎり、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書を国へ提出することですが、協議において、安全が保証されない限り、再稼働すべきでないとの意見、100%はあり得ないとの意見、原発は無い方がいいが、代替方法が必要であり、研究すべきとの意見などがあり、採決の結果、請願第1号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありま

せんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。これから請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第1号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第35 請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第35 請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました、請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、特定秘密保護法を廃止するよう求める意見書を、国及び政府へ提出することですが、採決の結果、請願第2号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。これから請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。



日程第 36 請願第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 36 請願第 3 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託されました請願第 3 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと、政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること、政府は、中小企業への支援策を拡充すること、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること、政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること、公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと、政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実現することを求める意見書を、国へ提出することですが、採決の結果、請願第 3 号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。これから請願第 3 号の採決を行います。請願第 3 号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第 3 号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第 37 請願第 4 号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 37 請願第 4 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました請願第 4 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、憲法第 25 条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務、公共サービスの体制、機能の充実をはかること及び防災対策など住民の安全、安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制、機能の充実をはかることを求める意見書を国へ提出することですが、協議において、地方 6 団体も道州制に反対しており、採択すべきとの意見、道州制に賛成であり、採択には反対との意見があり、採決の結果、請願第 4 号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。これから請願第 4 号の採決を行います。請願第 4 号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第 4 号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 38 請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願書

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 38 請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願書についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 産業建設常任委員会に付託されました請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、T P P 交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること、T P P 交渉に関する国民への情報開示を徹底すること及び地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしている地域特産物であるかんきつについて、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう十分念頭に置いたうえで、断固とした対応をとることを求める意見書を政府へ提出することですが、協議に

において、農業の重要5品目は最後まで守るべきとの意見、自由化した方が農業にとって進歩があるとの意見、自由化は世の中の流れであり、避けて通れないとの意見などがあり、採決の結果、請願第5号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。これから請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第5号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### 日程第39 陳情第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第39 陳情第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました陳情第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情事項は、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること及び身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求める意見書を、衆参両議院並びに政府へ提出することですが、苦しんでいる患者のためにも助成は必要であり、早く認定基準を見直すべきとの意見や人道的観点からも採択すべきとの意見などがあり、採決の結果、陳情第2号は採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号の採決を行います。陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。



#### 日程第40 議員派遣

○議長（西岡利昌） 日程第40 議員派遣についてを議題とします。お諮りします。5月に開催予定の第6回議会報告会が、地区開催になった場合は、西岡利昌君、西村良彰君、山口元之君、平岡文男君、佐々木隆雄君、大平弘子君、政岡洋三郎君、中島博志君、古川孝之君、菊池伸二君、松崎浩司君、森永茂男君、小西昌博君及び議会報告会開催地区の地元議員を派遣することにし、団体を対象に開催することになった場合は、全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、只今申しあげたとおり、派遣することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して議会運営委員会を開催していただき、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願います。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 1 時 50 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。お諮りします。ただいま山口議会運営委員長から発議第1号が、政岡砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員長から発議第2号が、佐々木厚生文教常任委員長から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって発議第1号から発議第3号を追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。



#### 追加日程第1 発議第1号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第1発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。山口議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口元之） 発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。平成26年3月19日提出、砥部町議会議長西岡利昌様。砥部町議会運営委員長山口元之。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例平成17年砥部町条例第155号の一部を次のように改正する。第2条第1号中戸籍税務課の次に（国民健康保険税に関する事務は除く。）を、会計課の次に国体推進課を加え、同条第2号中保険健康課を戸籍税務課（国民健康保険税に関する事務に限る。）、保険健康課に改める。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。提案理由、砥部町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に関し、所要の改正を行うものである。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから発議第1号の採決を行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 発議第2号 砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正
について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第2発議第2号砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。政岡砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員長。

○砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員長（政岡洋三郎） 発議第2号砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について。上記の議案を次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。平成26

年3月19日提出、砥部町議会議長面岡利昌様。砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員長政岡洋三郎。砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の一部を改正する規程。砥部町議会議員政治倫理条例施行規程、平成22年砥部町議会告示第1号の一部を次のように改正する。第2条第2項を削る。附則、この告示は平成26年4月1日から施行する。提案の理由であります。砥部町議会議員政治倫理条例及び本規程の施行から4年を迎えるに当たり、特別委員会を設置し、条例等の見直し検討を行った結果、超高齢化社会への進展等により、各種団体の役員などの担い手不足が顕著にみられる中において、町民の代表である議員が住民全体の福祉向上と地域の活性化のために尽力することは当然のことであり、地域の実情や社会情勢に応じて、適正に対処していくことが重要であることから、倫理基準に関し所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（面岡利昌） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号の採決を行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 追加日程第3 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を 求める意見書

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（面岡利昌） 追加日程第3発議第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 発議第3号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成26年3月19日提出、砥部町議会議長面岡利昌様。砥部町議会厚生文教常任委員長佐々木隆雄。提案理由、先ほどの午前中の本会議でも出されておりました陳情が採決されたので、

それを受けて提案をする次第でございます。提案理由について述べさせていただきます。わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350 万人以上と推定されており、国内最大の感染症である B 型、C 型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由であることは明確であり、肝硬変、肝がん患者においては、毎日 120 人以上の方が亡くなっている。医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もないことから、国に対して医療費助成の拡充を求める意見書を提出するものである。なお、提出の中身につきましては、お手元にあります書類の裏面に触れてありますとおり、そしてまた提出先もご覧のとおりでございます。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（面岡利昌） 討論なしと認めます。

これから発議第 3 号の採決を行います。発議第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（面岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務及び継続審査となった請願の調査等については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（面岡利昌） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、2 月 25 日から今日までの 23 日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対し、心からお礼申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に当たりましては、限られた経費をもって最大の効果を得るべく、職員一丸となり事務事業を執行してまいりたいと思います。また、会期中に承りました様々のご指摘、ご指導は、これ

からの町政運営、行政事務遂行に活かしてまいりたいと考えております。町民の皆様が心優しく笑顔で過ごすことができるよう、夢と希望に満ちたふるさとづくりに取り組んでまいりますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（面岡利昌） 以上をもって、平成 26 年第 1 回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2 時 03 分



地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

発議第 3 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書  
提出について

上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 26 年 3 月 19 日提出

砥部町議会議長 面岡 利昌 様

砥部町議会

厚生文教常任委員長 佐々木 隆雄

提案理由

わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350 万人以上と推定されており、国内最大の感染症である B 型・C 型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由であることは明確であり、肝硬変・肝がん患者においては、毎日 120 人以上の方が亡くなっている。医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もないことから、国に対して医療費助成の拡充を求める意見書を提出するものである。

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎患者、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置は講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

愛媛県砥部町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣